

平成26年第2回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成26年 6月 4日  
 本日の会議 平成26年 6月 6日  
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

|              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| 1番 饗庭 敦子 議員  | 2番 安部 都 議員   | 3番 内村 博法 議員  |
| 5番 分部 和弘 議員  | 6番 安藤 克彦 議員  | 7番 金子 恵 議員   |
| 8番 川井 哲雄 議員  | 9番 森 謙二 議員   | 10番 西岡 克之 議員 |
| 11番 岩永 政則 議員 | 12番 喜々津英世 議員 | 13番 佐藤 昇 議員  |
| 15番 山口憲一郎 議員 | 16番 堤 理志 議員  | 18番 河野 龍二 議員 |
| 19番 吉岡 清彦 議員 | 20番 竹中 悟 議員  | 21番 山口 経正 議員 |

欠席議員

17番 西田 敏 議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 濱口 務 君 議事課 長 中山 庄治 君  
 係 長 木須 美樹 君

説明のため出席した者

|                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 町 長 吉田 慎一 君               | 副 町 長 鈴木 典秀 君         |
| 教 育 長 黒田 義和 君             | 総 務 部 長 中山 祐一 君       |
| 企 画 振 興 部 長 松尾 義行 君       | 建 設 部 長 浦川 圭一 君       |
| 生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君       | 教 育 次 長 和泉 嘉彦 君       |
| 水 道 局 長 馬木 信一 君           | 会 計 管 理 者 松添 高明 君     |
| 総 務 部 理 事 宮崎 望 君          | 企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君  |
| 生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君     | 教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君 |
| 政 策 推 進 課 長 荒木 重臣 君       | 総 務 課 長 古賀 洋 君        |
| 管 財 課 長 迎 英樹 君            | 税 務 課 長 田平 俊則 君       |
| 収 納 推 進 課 長 帯田 俊文 君       | 企 画 課 長 久保平敏弘 君       |
| 地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君       | 都 市 整 備 課 長 松邨 清茂 君   |
| 管 理 課 長 森 浩平 君            | 農 林 水 産 課 長 濱 伸二 君    |
| 福 祉 課 長 西平 隆邦 君           | 健 康 保 険 課 長 森川 寛子 君   |
| 介 護 保 険 課 長 松浦 篤美 君       | 住 民 課 長 村山 和聡 君       |
| 教 育 委 員 会 総 務 課 長 谷本 圭介 君 | 生 涯 学 習 課 長 帯田 由寿 君   |
| ス ポー ツ 振 興 課 長 山口 正 君     | 水 道 課 長 吉田 邦彦 君       |
| 下 水 道 課 長 道端 和彦 君         | 会 計 課 長 山口 利弘 君       |
| 農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君  | 監 査 事 務 局 長 森 省二 君    |

会議録署名議員

1 番 饗庭 敦子 議員

2 番 安部 都 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9 時 3 0 分

散会 1 6 時 1 7 分

平成26年第2回長与町議会定例会

議事日程（第3号）

平成26年 6月 6日（金）

午前 9時30分 開議

| 日程 | 議案番号 | 件名   | 備考 |
|----|------|------|----|
| 1  | —    | 一般質問 |    |

(開会 9時30分)

議 長

(山口経正議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

通告順11、森 謙二議員の①自治会加入率の促進策について、②介護サービスの施策についての質問を同時に許します。

9番、森 謙二議員。

9番

(森 謙二議員)

おはようございます。

では、早速質問をします。

質問状に少し理解しづらい箇所がありましたので、少し表現を変えて質問します。あらかじめ御了承願います。

では、始めます。1番目、自治会加入率の促進策についてです。

現在、自治会への加入者が減り続けています。そこで質問します。(1)自治会加入率を上げる目的で、店舗で販売される指定ごみ袋の値段よりも安い指定ごみ袋を自治会が自治会加入者に提供した場合についての町の見解をお尋ねします。(2)未加入世帯を直接訪ねて加入を促す活動はなされているのでしょうか。

2番目、介護サービスの施策についてです。

重い要介護状態の被介護者がふえると、介護サービス事業者の収益は増します。しかし、介護保険財政が増大すれば、保険料を納める負担は重くなります。そこで、保険財政を増大させないように被介護者の要介護状態を軽くし、被介護者の数を減らす取り組みを介護サービス事業者にも積極的に取り組んでほしいと私は思っております。

そこで質問します。現在、今述べたような実績を上げ、介護保険財政の増大抑制に貢献した介護サービス事業者に対して、報奨するなどの施策はとられているのでしょうか。

以上、質問します。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。

3日目、きょう最初の質問者であります森議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

1番目1点目でございます。自治会が市販より安いごみ袋を加入者へ配った場合についてということでございますんですけども、自治会独自の取り組みといたしまして、資源分別収集助成金を財源に、年1回ごみ袋を各世帯へ配布を行っている事例はございますが、年を通じて安く販売を行うことについては、その財源をどう確保するのかという問題もあるわけでありまして。仮に町が一部の補助等で対応することは、同一の行政サービスに対して自治

会への加入者であるか未加入者であるかで異なる手数料を徴収することとなり、受益者負担の公平性の観点からも問題があり、難しいのではないかと考えております。

2点目の未加入世帯を直接訪ねて加入を促す活動はされているのかということでございますけれども、自治会加入促進対策につきましては、自治会や地区コミュニティ並びに町関係部局による自治会加入促進調査研究会を開催し、町では加入チラシの新聞折り込みや横断幕、看板設置による啓発強化、宅建業者並びに事業所への協力依頼、自治会用の加入促進ポスターや自治会案内チラシの作成、のぼり旗の自治会への配布、本人の同意に基づく自治会への転居者情報の提供、加入促進マニュアルの整備などに取り組んでいただいております。

また、自治会におかれても、未加入者宅の訪問など加入促進に対する取り組みを理解をいただき、加入率向上のための活動に努めていただいております。

今後も自治会等と一体となって自治会加入促進の取り組みを図っていききたいと考えております。

2番目の介護サービスの施策についてでございますけれども、議員御承知のように、介護保険は介護を要する状態となってもできる限り自宅で自立した日常生活を営めるように、真に必要な介護サービスを提供する制度でございます。そのため、介護認定につきましては、正確性や公平性を期すため、認定調査員による心身の調査、主治医の意見書をもとに厚生労働省配布の一次判定ソフトにより一次判定を行い、認定審査会におきまして保健、医療、福祉の専門家から構成される合議体により二次判定が決定され、要介護度が決まることとなります。要介護度が決定いたしますと、ケアマネジャーがその方の状態に応じたケアプランを作成し、ケアプランに基づいた事業所のサービスを受けることとなります。

介護サービスには、要介護者、つまり寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態を指し、要介護者に対しては日常生活での基本動作について常時介護の必要程度に応じた介護サービスと、要支援者、つまり家事や身支度などの日常生活に支援を必要とする状態を指し、要支援者に対しては日常生活での基本動作について状態の軽減、悪化防止のため、日常生活の支援の必要程度に応じた介護予防サービスを行うものに分けられ、個人個人に合った目的が異なったサービス内容となります。

そのため、議員御指摘の要介護状態を軽くし、数を減らすように取り組んだ事業者に対する報奨制度はなじまないもので、施策としてとっていないところでございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

森議員。

9 番 (森 謙二議員)

では、早速再質問をさせていただきます。

答弁の内容を見ますと、資源ごみや粗大ごみの回収は自治体が主体になっ

て行っておりますけれども、未加入者にもごみを出す権利があるということですが、自治会加入者は未加入者に不公平感を抱きかねないんじゃないかなと思うんですけれども、その点についてはどういうふうに説明されますか。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部

(益富雅彦君)

理 事

議員さんにお答えをいたします。

議員さんがおっしゃられることは十分理解をするところでございます。そしてまた、自治会加入促進調査研究会というのがございまして、その中でもやはり加入促進を図るためにごみ袋の値段を安くするとか、そういう意見もいただいたことが何度かあるようでございます。しかし、それは理解するといたしましても、先ほど町長答弁もございましたけれども、まずは町の条例上の問題、それから廃棄物処理法上の問題ですね、今、議員さんがおっしゃいますように出す権利というふうな言い方をされましたけれども、一定、一般廃棄物につきましては、市町村の責務という観点からも分けてということとはできないというふうに考えております。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

森議員。

9 番

(森 謙二議員)

すると、加入してる人たちから見ると、どうして私たちが集めて未加入者はただ出して、その不公平感をどうしても拭えないような感じはするんですけれども、やっぱりそこは仕方ないって見るしかないんですかね。ちょっと質問の仕方が悪かったら、もう一回質問し直しますけど。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部

(益富雅彦君)

理 事

今の御質問ですけれども、拠点回収に関して今おっしゃられたんでしょうか。

議 長

(山口経正議員)

森議員。

9 番

(森 謙二議員)

済みません、失礼しました。拠点回収ではなくて、資源ごみとか粗大ごみの回収に関しては自治会が主体になってるというのが実態ですよ。そうしたら、ごみ袋は拠点回収のほうになるんですけれども、それでもやっぱり自治会に加入している人たちにみれば、未加入者の人たちは、地域に協力というか、地域での参加をしていないという点でやっぱり不公平感があるんじゃないかなというふうな気がするんですけれども、その点についてはどういうふうに説明されますか。余り上手なちょっと質問じゃないんですけど、よろしくをお願いします。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部  
理事

(益富雅彦君)

ちょっと質問の意味を私が理解し切れないところがあるかもしれません。あくまでも自治会というものとは任意の団体ということでございますので、不公平感という観点は加入、未加入者の間、あくまでもこれは自治会のことということで理解をしないといけないのかなと考えます。

それと、ごみにつきましては、先ほども申しましたように、市町村の責務という観点から市町村がやらなければいけないという部分があるわけがございます。そこで、おっしゃられることは、やはり自治会に責任を果たしている云々というのは、議員さんのお気持ちはわかりますけれども、これにつきましては町民皆様が、市町村の責務がありながら町民の皆様はまた行政の施策に協力をするという部分がございます。その観点からも、やはり不公平とかじゃなくて皆さんが協力をさせていただくということになりますので、そこにごみ袋の値段というのを持ってくるのはちょっと考え方が、言葉は適切かわかりませんが、ちょっと違うのかなというふうに考えます。以上でございます。

議長

(山口経正議員)

森議員。

9番

(森 謙二議員)

わかりました。確かにごみ袋の値段をここで出すのはちょっとポイントがずれてるのかなという気もしてはいました。

今さっき任意団体というようなことをちょっと言葉が出ましたのですけれども、そしたら、ちょっとどなたでも結構なんですけれども、自治会とほかの団体、例えば今ちょっと頭の中思い浮かぶのは、めだか85とか、あと児童クラブとか、そういう団体というか、事業所、団体とかと同列の位置に係するんでしょうか。ちょっとそこをどなたか説明をしていただけませんか。

議長

(山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策

(大津鉄治君)

課長

ただいまの御質問でございますけれども、自治会と申しますのは、先ほど申した自主的に組織をされた任意団体であると。それを自立、あるいは主体性を尊重しながら活動をされているという団体ということは理解をいたしております。それが、じゃあ先ほど申されためだか85とかそういう団体と位置づけが果たして比べるものなのかということ時点で、私は判断には、比べると思いますか、活動自体が目的そのものがまたちょっと違うのかなというふうに思っております。回答にはなっていないかもしれませんが、そういうふうに感じております。

議長

(山口経正議員)

森議員。

9番

(森 謙二議員)

いいんです、今の回答で結構だと思います。ただ、町にしてみれば、自治

会の存在は町の行政運営上必ず必要じゃないかなと思うんですよね。そうすると、何らかの優遇はされていいんじゃないかなと私は思っております。優遇した恩恵はめぐりめぐって住民に返ってくるわけですから、そうしたら優遇という点ではどういうふうなことを今されているか、ちょっと説明していただけないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 優遇策といいますか、行政にとって住民サービスというのは同一である、同一のサービスを提供しなければならないということは基本でございますので、ただ、自治会活動に対しましては自治会における振興補助金等で自治会活動に対する支援をさせていただいてるという部分で、自治会に対しての支援という形をとっておるということでございます。

議 長 (山口経正議員)  
森議員。

9 番 (森 謙二議員)

はい、了解しました。

ちょっと(1)の再質問からちょっと広がってしまったんですけども、次に(2)番目の再質問をしたいと思います。

未加入世帯ですね、これはどのくらい今関与されてますか、行政の立場としては。ちょっとそこをお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)  
地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 未加入者対策についてどの程度関与をしてるかということでございますけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、自治会、あるいはコミュニティー、それから町の関係部局、そういった方々とそのやり方、そういうものについて調査、研究をしながら、町でできる対策、あるいは自治会でとっていただける対策、そういったものを協議しながら進めているということでございます。

議 長 (山口経正議員)  
森議員。

9 番 (森 謙二議員)

ごめんなさい、ちょっと私、言葉が抜けてました。未加入者世帯を訪ねて直接話をして加入促進に仕向けるというふうな活動ですね、それ、どの程度行政はタッチしておられるのでしょうか。ちょっと済みません、もう一回質問し直します。

議 長 (山口経正議員)  
地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 先ほど申し上げました調査研究会等の中で、未加入者対策に対して加入チ



ラシの作成、それから、加入マニュアルの中に訪問する際の案内文、あるいは挨拶文とか、そういった例文等を作成をいたしまして、自治会の皆さん方が活動されるときにそういった利用できるような、そういうものを作成をさせていただきます。以上です。

議長 (山口経正議員)  
森議員。

9番 (森 謙二議員)  
御説明がちょっとうまくいただけなかったんですけれども、そうしたらちょっと質問を変えます。もし行政の方が未加入者を訪ねる場合、難しさというのは何か認識されておりますか。もし難しいというか、困難さ、そういう要素をちょっと上げていただきたいなと思います。

議長 (山口経正議員)  
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)  
自治会の皆さん方が訪問をされる際に、やはりなかなか留守が多いとか、あるいは訪問しても留守が多いために会えないとか、会ってお話をさせていただいても理解をいただけないというケースがあるという、そういうふうなお話は、そういった研究会等の中でも多々出てまいりまして、そのために町としても先ほど申した加入案内チラシのいろんな変更なり、あるいは新たなそういった未加入者に対する啓発グッズ、ツールとか、そういうものをいろいろ少しずつ変えながら進めているという状況でございます。

議長 (山口経正議員)  
しばらく休憩します。

(休憩)

議長 (山口経正議員)  
会議を再開します。  
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)  
大変申しわけございません。  
じゃあ行政が直接訪問をしてるのかといいますと、直接今、自治会のほうに訪問という方法はとっておりません。ただ、やはりそこは先ほど申しましたように自治会の自主的な主体を尊重しつつ、あるいは自治会と行政との役割分担と申しますか、そういう中で町が取り組めることについての協力体制は十分にまた進めていきたいということで、そういう中での研究会で関係自治会、あるいはコミュニティーの代表の皆さん方ともお話を進めながら進めておりますので、そういう改善点等については今後も研究をしていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)  
森議員。

9番 (森 謙二議員)  
議長、ありがとうございます。

では、答弁の中に宅建業者というような文言があったんですけれども、昨日もその言葉が出てたんですけれども、それについて、宅建業者に協力を仰いで自治会加入率を上げるというところがちょっとよくわかりにくかったので、もう一度詳しくちょっと説明をしていただけないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課 長 (大津鉄治君)

宅建業者の活動と申しまして、それはそういう先ほど申しました研究会の中での取り組みの一つとして始めさせていただきましたのは、長崎県の宅地建物取引業協会というところがございます。その事務所に協会のほうに出向きまして、加入チラシ促進のポスター、あるいはチラシを長与町内の協会加盟の不動産の皆さんに、不動産業者の方々の窓口に置いていただいて協力を要請しているというところでございます。

議 長 (山口経正議員)

森議員。

9 番 (森 謙二議員)

つまり、それは宅建業者の方に協力してもらおうということは、チラシとかなんかをそこに、パンフレットを置いてもらって勧誘を進めてもらおうということで、確認なんですけれども、そういうことでいいですか。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策課 長 (大津鉄治君)

そういうことで御理解をしていただければと思います。

議 長 (山口経正議員)

森議員。

9 番 (森 謙二議員)

はい、了解しました。

町長に質問したいんですけど、いいですかね。町長、タブレットを配って情報インフラの整備をしたらかなんかいうふうなことを進められてますよね。そういえばちょっと、済みません、私が申し上げたいのは、自治会にかわる受け皿というものが今存在するかどうかのをちょっとお尋ねしたいんですよ。タブレットとかかなんとかですけれども、それは自治会にかわるようなものじゃあないというふうに、町長はどういうふうな認識を持たれてるかをちょっとお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

先ほど議論の中にありましたけれども、自治会というのは町と同じ、一緒になってこの町をつくっていかうと、それで長与町としては基本計画等々つくりまして大まかなプラン、そして自治会の皆さん方はその中であって、一つの自治の中でこの町をどうしていかうかというような形での取り組みとい

いでしょうか、そういう意味の中で自治会の加入促進等々も広げていって、自治会の活力、これを高めていこうということでございます。

先ほど言いました情報インフラというのは、あくまでもそれを促進するためのツールでございます。だから、例えば今、百合野地区でやってます光B O Xを使ったというのは、例えばおひとり暮らしの御老人の方が家族の方が御心配されてると、テレビをつけるときよう元気だよということが御親族のほうにつながるというようなことで、そういったものを通して元気だよということがわかってくるという、そういった一つの間人間関係が豊かになっていくツールというふうに考えています。自治会活動そのものはまた違う、まちづくりというようなことで考えております。そして、その中でコミュニティーがありまして、人間関係が生まれたりとか、そしてお互いにいろんな情報を交換したりとか人生を豊かにしていくと、そういったものが自治会ではないかというふうに思っています。

議 長 (山口経正議員)

森議員。

9 番 (森 謙二議員)

では、もし自治会加入率が減った場合に、自治会にかわる受け皿というものは存在するのでしょうか。ちょっと最後、自治会に関する質問をさせていただきます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

自治会にかわる受け皿というのはちょっと考えにくいところでございます。ただ、やはり個人個人が存在して家族があり、家族が存在して自治会があると。そしてまた、ほかの組織としてはコミュニティーというのがございます。そういったものの中でお互いに寄り添って、そして支え合って生きていくというようなことでございまして、その受け皿ということでは考えにくいのではないかというふうに思っています。

議 長 (山口経正議員)

森議員。

9 番 (森 謙二議員)

質問の中には、質問はしませんでしたけれども、自治会は町と私は一蓮託生じゃないかなと思うんですよね。自治会の金銭的な支援とはまた別に、アドバイスの支援をもっとしてもらえたらなと私は思っております。

次に、2番目の介護サービスの施策についての再質問をします。ちょっと確認の質問を4点します。

25年度で要介護状態が改善した人はどのくらいいるのでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

介護保険課長。

介護保険 (松浦篤美君)

課 長 平成25年度におきまして、前回の介護度より下がった方、認定の更新を

された1,015人のうち129人という形になっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
森議員。

9番 (森 謙二議員)  
特定健診ですね、町が実施する特定健診、あと後期高齢者特定健診、この中に認知症を早期に発見する診断とか介護にかかわる診断というものはどのくらいあるでしょうか。また、どのくらいの効力があるかを、もし手元にデータがあれば教えてください。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)  
現在、介護保険課のほうでは、後期高齢医療の保健のほうを持っておりません。その中で現在実施しております特定健診の診断項目というのは通常の一般の健康診断の項目となっております、認知症を早期に発見するような診断項目というのは残念ながらございません。

議長 (山口経正議員)  
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)  
特定健診について、追加の答弁をさせていただきたいと思うんですけども、今、介護の課長が申したように、特定健診は健康診断の一つのものです。これにつきましては、従来、生活習慣病の健診ということでやってた項目でして、最近ではメタボリックシンドロームがございますね、それに着目した健康診断の内容でやらせていただいております。心臓病、脳卒中など命にかかわるものについて、健診を受けることで体の変化を早く見つけるということで特定健診をやらせていただいております。

議長 (山口経正議員)  
森議員。

9番 (森 謙二議員)  
そうすると、現在のところ、介護に視点を置いた健診はされてないというふうに見えていいのでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)  
この特定健診に関しては、先ほど申しましたように身体的な健診ということで行っておりますけども、介護保険課のほうでは毎年70歳、80歳、90歳到達者の方に中学校区ごとに毎年行っておりますけども、その中で基本チェックリストということを全員に郵送いたしまして、その中で現在の状況を回答していただいているということがあります。その中に、認知症というの

は病気でございますので、どうしても医者診断ができて初めて認知症という認定ができます。ただ、事前のチェックとして物忘れとか、きょうが何日かわからないとかという質問を基本チェックリストでチェックいたしまして、そのチェックリストに基づいて、介護保険課の訪問看護師が訪問させていただいていろいろお聞きして、要注意の方がおられればちょっと定期的に回るというようなことはさせていただいております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
森議員。

9番 (森 謙二議員)

はい、わかりました。

特定健診の狙いがちょっとまた別のところにあるような感じがするんで、介護に関しても何らかの健診があればなとは思いますが。

3点目なんですけども、今後町内の被介護者数の増減の傾向はどのように予想されておられるでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)

今後の被介護者数の傾向ということでございますけども、これにつきましては、平成26年度に策定いたします第6期介護保険事業計画という中で、被介護保険者数についても3年後どれくらいになるかというのを推計いたします。ただ、そのため現在どういう傾向になるかというのはいまははっきりはまだ推計してないところでございますが、ただ、国の高齢化の進行の見込みということからいきますと、今後の高齢者の増大に向けては、やはりふえていく可能性が高いのかなというふうには考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)  
森議員。

9番 (森 謙二議員)

ちょっと確認の質問を4点目しますね。

3月議会で国民健康保険税の改定の検討をする必要があるというふうな御説明があったんですけど、介護保険料についての改定の検討は可能性はあるのでしょうか、お尋ねします。

議長 (山口経正議員)  
介護保険課長。

介護保険課長 (松浦篤美君)

介護保険料につきましても、先ほど申しました平成26年度で策定いたします平成27年度から29年までの第6期介護保険事業計画の中におきまして、介護の実際の給付費の見込み、介護事業に係る経費等を推計した中で保険料も推計されるという形になるかと思ひまして、現時点では上がる下がるというのは未定でございます。

議長 (山口経正議員)

森議員。

9 番 (森 謙二議員)  
 ありがとうございます。

次の質問をしたいんですけども、次の質問は町長か生活福祉部長にちょっと答えていただきたいなと思うんですけども、何かというたら、ことし4月からサポーターポイント制度を導入されましたよね。導入されたんですけども、今年度の地域支援事業費の予算、これが4,500万円です。これが24年度から全くふえていないわけです。ちょっと読み上げますと、24年度、25年度、26年度が4,500万円。その以前が、22年度が5,000万円、23年度が4,800万。どちらかという地域支援事業費のほうは下がりぎみの傾向にあるわけです。つまり、介護予防のほうは尻すぼみじゃないですけど、ちょっと微減といいますか、ちょっと下がってるような感じがします。一方、保険給付費のほうは徐々に徐々に上がって、22年度の決算では22億5,000万やったのが、24年度では約22億7,000万ですね。徐々に微増の傾向があるんですけども、介護予防にお金をもっとかけていいんじゃないかなというふうな私は気がしております。町長の3月の施政方針の中では、家族介護者への支援や介護予防事業の充実強化を図るというふうなことを述べられております。どうでしょうか、介護予防事業をもっと展開してはいただけないでしょうか。そういうような意向はあるでしょうか、お尋ねします。

議長 (山口経正議員)  
 生活福祉部長。 (田島弘明君)

生活福祉部長 議員がおっしゃることはよくわかります。やはり予防をするということはそれだけ元気な人がふえるということですので、そういう形でいろんな事業を介護保険課としても、また介護の事業者としてもやらせていただいております。その付近で費用的なものが云々ということなんですけれども、やはりお金をかけるんじゃなくて心をかけてやっていこうということでやらせていただいております。また、ポインター制度も今年度やっと軌道に乗って、今動き出したところですので、それに対しては今後の動向を見ながらまた予算は組んでいきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
 森議員。

9 番 (森 謙二議員)  
 期待しております。

議長 (山口経正議員)  
 以上で質問を終わります。

議長 (山口経正議員)  
 場内の時計で10時25分まで休憩します。  
 (休憩10時12分～10時25分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順12、内村博法議員の①図書館等の公共施設の総合管理計画について、②介護施設の充実等について、③教育委員会制度改革についての質問を同時に許します。

3番、内村博法議員。

3番

(内村博法議員)

皆さん、おはようございます。

早速、質問に移らせていただきます。

その前に、ちょっと字句が一部訂正いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。①の(2)のイですね。イの公有地という文言がありますが、ここを町有地に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、早速質問にまいります。

まず、①図書館等の公共施設の総合管理計画についてでございます。

(1) ことし4月、国は各自治体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な公共施設等総合管理計画の策定の要請を行っております。その内容としましては、①老朽化の状況や利用状況を初めとした公共施設等の状況、それから②総人口や年代別人口についての今後の見通し、③公共施設等の維持管理、更新等に係る中長期的な経費や、これらの経費に充当可能な財源の見込みの把握、④全ての公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めた上で今後の基本方針を策定し、取り組むこととされております。そこで、次の点について質問いたします。

イ、本町の公共施設管理、含む文化施設については、これまでどのような管理方針のもとに運営されてきたのか伺いたいと思います。

ロ、国の公共施設等総合管理計画の策定要請の目的は、地方公共団体の厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことを踏まえ、長期的な視点を持って財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することにあります。国の要請に対する対応はどのように考えているか伺いたいと思います。

(2) 町長は図書館の建設場所について、ことし3月議会の施政方針で、造成中の榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地約1万平米とすることに決断されました。そこで、図書館建設について次の点を質問いたしたいと思ひます。

イ、通常、公共施設の建設は土地と建物を一体的に考えて計画されるものであるが、今回、土地取得のみ先行して表明されたのはなぜか。また、土地購入費用がかからない町有地の選択の余地はなかったのか伺いたいと思ひます。

ロ、今回の榎の鼻土地購入については、昨年の議会で同僚議員の質問に対し、この公共用地の約1万平米購入については組合側からの申し入れもあり、平成23年8月29日で購入すると文書で回答しているという答弁がありまし

た。このことからすると、当時既に土地購入の双方の合意はあったと考えるが、見解を伺いたいと思います。

ハ、将来の人口予測及び建設地の榎の鼻土地購入価格並びに財源はどのように考えているのか伺いたいと思います。

ニ、ことし1月に開催されました議会報告会では、建設地について住民より、①子供、高齢者等の利用を考えると、高いところに建てるのは疑問があると。②建設用地については、なぜアンケート調査をしなかったとの意見がありました。指摘は全くそのとおりであると考えておりますが、見解を伺いたいと思います。

ホ、教育委員会の諮問機関であります長与町立図書館整備計画検討委員会の所掌事務は、要綱によりますと図書館の建設及びその整備に関し調査研究し、基本計画を策定するというふうになっておりますが、具体的な検討委員会の役割（検討範囲）はどのようになっているのか伺いたいと思います。

②介護施設の充実等についてでございます。

(1) 厚生労働省のことし3月の発表によりますと、特別養護老人ホームへの入所を希望する待機者は全国集計で約52万2,000人に上り、長崎県においても待機者は5,284名で、平成21年12月の前回集計から1,348人増加したと報道されております。そこで、次の点について質問いたします。

イ、長与町の待機者の実態はどういうふうになっているのか。また、今後高齢化が急速に進み、待機者が一層増加することが予想されますが、その対策はどのように考えておられるか伺いたいと思います。

ロ、また、これからの介護給付費も大幅な増加が予想されますが、介護給付費抑制を図るため、介護予防策の充実は今後ますます重要となります。これの対策はどのように考えているか伺いたいと思います。

(2) 先月、愛知県太宰府市で、認知症による徘徊が原因で男性が電車にはねられ死亡しました事故がありました。また、今月、東京都で行方不明の認知症の女性が7年ぶりに家族と再会したという報道がありました。町としては、認知症患者を事故等から守るために、これまでどのような対策を実施してきたのか、また今後の対策について伺いたいと思います。

(3) 現在、国会において、介護の必要度が低い要支援1・2対象者の一部サービスを市町村の事業に移す等の法案が審議されております。本町の要支援1・2対象者の実態はどのようになっているのか、また、この法案が成立した場合、どのような課題が想定されるのか伺いたいと思います。

(4) 長与町老人福祉計画・第5期介護保険事業計画は今年度で終了いたしますが、2年を経過した現時点の本事業計画の進捗や達成状況はどのようになっているのか、また、次期第6期の事業計画の基本的な方針や策定手順を伺いたいと思います。

③教育委員会制度改革につきましてでございますが、現在、滋賀県大津市の中学生いじめ自殺事件などをきっかけに、国会で教育委員会制度の改革法案が審議されております。新たな法案では、①教育委員長と教育長を一本化



した新教育長の設置、②新教育長は市長が直接任免する、③新教育長が教育委員会を代表する、④市長が主宰する総合教育会議が教育施策の大綱を策定するなどの大幅な改正になっております。そこで、次の点について質問いたします。

(1) 文科省が公表しております地方教育行政について指摘されております課題、この中で、直接選挙で選ばれる首長との意思疎通、連携に課題があるとの指摘がありますが、本町の場合、教育委員会と町長との定期的な協議など、相互に理解が得られるような仕組みになっているかどうか伺いたいと思います。

(2) 今回の改革法案の目的は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化等を図るとされておりますが、この改革法案についてどのように受けとめておられるか、見解を伺いたいと思います。

たくさんの質問ですが、よろしく願いいたします。

先ほど大府市というのを太宰府市って間違いまして言いましたので、大府市が正解でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたします。私のほうからは、そのほかの御質問についてお答えをしたいと思います。

1番目1点目、公共施設はどのような管理方針のもとに運営されてきたのかでございますけれども、本町の公共施設管理、特に公民館等の社会教育関係施設におきましては、各小学校区に1つの公民館をとの考え方から、長与南交流センターを含め、それぞれの施設の建設を行ってまいりました。さらに、全町的な位置づけから、長与町図書館、町民文化ホールなどの施設を保有をしております。これらの施設につきましては、それぞれの施設の設置目的に沿った管理運営を行うとともに、多様化する住民のニーズに応えるべく、各種講座などの事業を展開しているところでございます。

御質問の趣旨のこれらの施設の老朽化対策や維持管理及び更新経費などにつきましては、これまで確たる方針は定めてはおりませんが、毎年、保守管理委託等を行い、その保全に努めてまいりました。また、不備が生じた場合には、その都度適切な補修・改修工事及び設備の更新などを行い、住民の皆様の利用に供してきたところでございます。

1点目、ロの公共施設等総合管理計画についてでございます。

議員御指摘のとおり、国のほうから各自治体に計画策定の要請が参っておりますところでございます。当然、町のほうでも供用開始からかなりの年月が経過した施設もあり、今後、施設の長寿命化、再配置、統廃合等も含めて、本町のまちづくりには重要な計画になるものと考え、策定に当たっては国から

の指針等を十分検討し、計画策定に取り組みたいと考えております。

2点目、イの図書館建設についての御質問でございます。

まず、土地取得を先行して表明した理由でございます。

現在の老朽化した図書館にかわる新しい図書館建設につきましては、町民の皆さんからの要望も強く、長年の懸案とされておりましたが、学校耐震化や長与小学校の建てかえ等、児童生徒の安全対策を図書館建設に優先せざるを得なかったという事情がございました。しかしながら、その当時から新図書館建設や生涯学習センター機能を有する新たな施設整備の可能性等を検討しており、榎の鼻土地地区画整理事業地内の本町中心部に一定規模の公共用地取得の可能性が示されたことから、中長期的な観点により判断したものでございます。

続きまして、購入費用が不要な他の町有地選択の可能性についてでございます。

既存の町有地を見た場合、本町の人口規模と今の時代にふさわしい機能や駐車場を有した図書館整備に必要な用地を賄うことは困難であると考えております。

2点目のロの御質問でございます。

議員御指摘のとおり、榎の鼻土地地区画整理事業地内の公益地用地の購入における双方の合意につきましては、昨年6月の議会の中で申しましたように、用地購入の意思はある旨の回答を行っています。しかし、その回答書の文面の中には、各項目における金額、面積、期間につきましては今後継続して協議いたしますと付記しておりまして、金額、面積、期間等につきましてはまだ決定をしておりません。

2点目のハの御質問についてでございます。

まず、人口予測につきましては現時点で独自の推計はいたしておりませんが、既に御案内のとおり、第8次総合計画の最終年度、平成32年度の目標人口を5万1,000人と設定し、まちづくりを推進しているところでございます。

続きまして、榎の鼻土地地区画整理事業地内の土地の購入価格につきましては、さきにお答えいたしましたとおり、今後の協議に委ねられております。また、その財源でございますが、可能な限り有利な補助制度を活用すべく研究、検討をしてみたいと思っております。

2点目、ニの御質問についてお答えをいたします。

まず、若干標高が高い土地であるにもかかわらず建設を決意した理由でございます。

新図書館の建設用地につきましては、総合開発審議会及びその専門部会にありますところの長与町コンパクトシティ構想推進委員会におきまして詳細に検討をしていただき、答申の中で絞られた2カ所の候補地の中から、町内全域からのアクセス等利便性の確保、本町の人口規模と今の時代にふさわしい図書館機能を想定した場合に必要な用地確保の見通し、新図書館を新しい町のランドマークとし、中心市街地活性化の中核施設として位置づけた場合

の周辺環境と地理的条件等の観点を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果として、榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地への建設を決定したものでございます。

公共交通の充実により、アクセスの利便性確保に努め、子供や高齢者を含め、誰もが利用しやすい図書館をつくってまいります。図書館機能及び本町の地理的特性等を含め、総合的な判断により決定したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、アンケート調査の件でございます。

不特定多数に対するアンケート調査におきましては、各候補地の諸条件をあらかじめ回答者に理解していただいた上で回答していただくことが困難であると考えたため、実施することができませんでした。この点につきましても、御理解を賜りたいと存じます。

2点目、ホの御質問にお答えをいたします。

長与町立図書館整備計画検討委員会につきましては、平成24年7月より公募委員2名を含む委員14名による委員会を設置し、今求められている図書館サービスのあり方、本町に必要な図書館システムの整備などについて協議を進めていただいております。その中で、長年の懸案でございました新図書館の建設に向け、具体的なサービスやそれに必要な建物内部の設備や規模等の調査研究、また、新図書館を核とした図書館サービスのネットワーク化の方策や現状の分析を含めた各種数値目標等の検討もあわせて行っていただいております。

最終年でございます今年度は、建物の基本的な考えとなる規模・設備計画の検討を進めていただき、基本計画書（案）の完成を年内できるだけ早い時期にお願いしたいと考えておるところでございます。

2番目1点目、特別養護老人ホームの実態についての御質問についてお答えをいたします。

現在、長与町には2つの特別養護老人ホームがございますが、現在の待機者数は150名となっております。今後団塊の世代の高齢化により、入所希望者も増加する可能性がございます。今年度において、平成27年度から平成29年度までの長与町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定いたしますので、その中で検討していかなければならないものと考えております。

次に、1点目、ロの御質問についてお答えをさせていただきます。

介護予防事業につきましては、議員御指摘のとおり、介護保険事業の大きなウェートを占めるものと考えております。その対策といたしまして、現在予防事業として70歳、80歳、90歳到達者の方々への健康チェックを行い、予防対象者を把握し、えんじょい貯金教室の実施や訪問看護師、保健師による家庭訪問を実施して、健康相談などを実施しているところでございます。そのほか予防事業といたしまして、めだか85などさまざまな教室、講座を行っているところがございます。今後これらの事業をさらに充実させ、できるだけ要介護者にならないような対策をしていかなければならないものと考えているところでございます。

2点目の認知症患者を事故等から守るため実施した対策と今後の対策でございます。

認知症の方を守るには、地域の協力なしではできないものと考えております。そのため、現在老人クラブ、自治会やサロンなど地域に密着した団体を中心に、サポーターの役割と認知症についての理解を深めていただくよう、認知症サポーター養成講座を実施しているところでございます。今後もこの講座を中心に、認知症への地域の理解を深めていくよう充実させていきたいと考えております。

3点目の御質問についてお答えをいたします。要支援1・2対象者の実態と法改正に伴う課題でございます。

平成26年3月分の認定状況では、要支援1が280人、要支援2が275人の合わせて555人となっており、要支援から要介護までの全認知者の32.3%となっております。

現在、国会のほうでは介護保険法の改正が審議をされておりますが、詳細な解説や運用等につきましてはまだ提示をされていないということでございます。その中で、要支援者に関しての主な改正点は、要支援者について介護保険予防給付から訪問介護サービスと通所介護サービスが外れ、地域支援事業を再編し、現在の事業所と財源的なものを含め新しい総合事業として実施する方向で検討をされておまして、利用者ニーズ、事業者供給、財源等についてどのように移行していくかが課題となっております。

4点目でございます。第5期介護保険事業計画の基本理念といたしまして、「ふれあいにあふれ、いきいきと健やかに暮らせるまち ながよ」を掲げ、その施策体系といたしまして、高齢者保健福祉サービスの充実、地域支援事業の推進、介護保険制度の円滑運営を柱として展開をしております。

第5期の状況及び分析につきましては、いきいきサロンが平成24年度には12カ所だったものが平成25年度では18カ所に増加したことや、地域密着型特別養護老人ホームの建設着手などの第5期計画にのっとり進捗がっておりますが、各分野での検証につきましては、本年度策定の第6期介護保険事業計画策定時におきまして詳細な分析を行い、第6期の事業計画に反映させていくこととなりますので、時間をいただきたいと存じております。

また、第6期の基本的な考え方といたしましては、高齢化社会の到来に向けた高齢者保健福祉サービス、地域支援事業、介護保険制度運営等について内容を充実させ、このたびの法改正とあわせてどのような計画を策定するかでございます。そのため、平成26年度におきまして、保健医療、福祉、サービス事業者、学識経験者、被保険者で構成する長与町介護保険運営協議会の中で第6期介護保険事業計画を検討していくことになっており、その結果を町議会におきまして御審議いただき、長与町老人福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定していくことになっております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

③の教育委員会制度改革についてですが、1点目の首長との意思疎通、連携について回答いたします。

本町では、町長と教育委員会が時間と場所を決めて定期的に協議することはやっておりませんが、町主催の行事や学校関係の行事の際、町長と教育委員が同席する機会がたくさんあり、その場で積極的にお話をしていますので、相互に理解は得られているものと思います。

また、町長からも機会あるごとに長与町の特色の一つに「教育の町 ながよ」を上げていただき、教育委員会としましても町長の意向を酌みながら教育行政を推進してるところでございます。

2点目の改革法案についてどのように受けとめているかについて回答いたします。

この教育委員会制度改革案は、去る5月20日に衆議院で可決され、今回、今、参議院で審議されてる最中でございます。

これまで何十年と続いてきた教育委員会制度が今なぜ見直そうとしているかにつきましては、いじめ問題などへの対応で責任所在の不明確さ、危機管理能力の不足、教育委員会の形骸化などが上げられていることは議員御指摘のとおりでございます。

昨年12月、中央教育審議会が取りまとめた答申案で、教育委員会を首長の補助機関とする案と現状の執行機関とする案を併記した2つの案が示されたときには教育関係者は皆驚きでございましたが、最終的な改革案では教育委員会を執行機関として位置づけたところは評価できるものと考えます。

全国町村教育長会でもいろいろ議論しましたが、特に町村レベルでは現在でも町村長の意向を酌みながら今回の改革案に近い形での運用がなされているので、あえて変える必要はないというのが率直な意見でございましたし、私もそう思っています。

改革案では、教育委員会に対し、これまでよりも首長のかかわりが強くなってまいります。そこで大切なことは、首長との連携を強化しながらも、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、しっかりと教育行政を進めていくことではなかろうかと考えています。

時代の流れによっていろいろな制度改革が進められていきますが、どんなに制度が変わろうとも、子供たちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図るという点では何ひとつ変わることはございません。私はそこに軸足を置いて、今後ともぶれない教育行政を進めてまいろうと考えております。以上でございます。

議 長  
3 番

(山口経正議員)

内村議員。

(内村博法議員)

それじゃあ再質問させていただきます。

まずはちょっと聞き取りにくかったところがありまして、ちょっとそこだけ、ちょっと町長が早口でしゃべられたところがありまして。図書館等の総合管理計画についての(2)ですね。(2)のニですね、ニのことし1月に開

催された議会報告会では云々というところがあるんですけども、ここのところをちょっと、申しわけありませんけどもう一度。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

大変失礼しました。もう少しゆっくりお話をさせていただきます。

2点目、二の御質問でございますけれども、まず、若干標高が高い土地であるにもかかわらず建設を決意した理由でございます。

新図書館の建設用地につきましては、総合開発審議会及びその専門部会がありますところの長与町コンパクトシティ構想推進委員会にて詳細に検討していただき、答申の中で絞られました2カ所の候補地の中から、1つ目、町内全域からのアクセス等利便性の確保、2、本町の人口規模と今の時代にふさわしい図書館機能を想定した場合に必要な用地確保の見通し、3点目、新図書館を新しい町のランドマークとし、中心市街地活性化の中核施設として位置づけた場合の周辺環境と地理的条件等の観点を総合的に勘案し、熟慮を重ねた結果として、榎の鼻土地区画整理事業地内の保留地への建設を決定したものでございます。

公共交通の充実により、アクセスの利便性確保に努め、子供や高齢者を含め、誰もが利用しやすい図書館をつくってまいります。図書館機能及び本町の地理的特殊性を含め、総合的な判断により決定したものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして、アンケート調査の件でございます。

不特定多数に対するアンケート調査におきましては、各候補地の諸条件をあらかじめ回答者に理解していただいた上で回答していただくことが困難であると考えたため、実施することができませんでした。この点につきましても、御理解を賜りたいと存じます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

それでは、早速質問に移らせていただきます。

この総合管理計画というのが今回要請されまして、本当に結構なことだと思います。これは本当は今まで各自治体はこれをやっていないといけなかったことだと思います、この要請された内容は。この中で特に私が重要視するのは、総合管理計画の担当部署はやっぱり決めるべきだという国からの要請が来とるわけですね。図書館は後でまたちょっと再質問したいと思うんですけども、図書館の建設は先ほどのコミュニティ構想委員会とか、それから図書館検討委員会とか、それから長与町は教育委員会とか町部局とかいろいろ分けられてるわけですね。だから、今回この総合管理計画の要請があった、この内容で一番私が気に入ったと言ったらおかしいですけども、総合管理計画の担当部署をどこかに決定しなさいという要請なんです。町長としては、これはどこに置くつもりですか。図書館や公共施設全般にそういう要

議 長 請が来てるから、どこに置くつもりですか。  
 (山口経正議員)  
 町長。

町 長 (吉田慎一君)  
 いろいろ図書館を含めて町民文化ホールとか、いろんなものが各小学校区内にされております。それで、今きましたような形で、まず耐震化とかいろんなものもあります。そういったものにつきまして、まず優先順位としまして学校の耐震化というようなことを決めまして図ってまいりました。今からそういった国からの要望もございます。これにつきまして、予算等もありますけれども、そういったものを勘案しながら今からこういった形で計画していくかというのは、今後の取り組みとしてやってまいりたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)  
 内村議員。  
 3 番 (内村博法議員)  
 総合管理計画の担当部署は、やっぱり決めないといけんと思いますよ。なぜかという、これは町民にとってどこが窓口なのかというのが判然としないわけですよ。例えば今回の図書館の建設についても、組織上のいろいろありますよね。土地関係は町部局がやってる。ですよ。そして、建物の内容とか、それから維持管理、これは教育委員会でやってるわけですよ、今検討されてるんですよ、図書館建設の検討委員会で。それにまた諮問機関もそれぞれあるわけですよ、教育委員会の諮問機関が。それから、町部局はまた別の、先ほどコンパクトシティ構想推進委員会があるわけですよ。教育委員会は正式に、ちょっと名前が長いもんですから、長与町立図書館整備計画検討委員会ということで、それぞれ諮問委員会があるわけですよ。その中で今回、図書館の建設が検討されてきたわけですよ。私はやっぱりこれ、一番町民が関心を持つ図書館建設ですから、やっぱり組織は統一してやるべきではなかったかと思いますよ。

議 長 今の図書館建設は誰が今、司令塔なのかというのがわからないんですよ。土地は町長があそこの榎の鼻に決める。そして、図書館の中身は今、教育委員会での検討委員会でやってる。これでは、やっぱり住民の問い合わせに対して親切じゃありませんよね。住民も、じゃあ土地についてはどこに聞けばいいのか、町長に直接聞くのか、あるいはどこの部署なのか。これはどこの部署なんですか、土地は大体が。町長。

議 長 (山口経正議員)  
 町長。  
 町 長 (吉田慎一君)  
 今、議員御指摘のとおりだと思うんですね。今まで別個に図書館の機能についてどうしようかということで、これは教育委員会のほうで進めさせていただいておりました。町民の要望としましては、図書館を何とか早期につくっていただきたいというようなこともありました。私も、町の活性化とい

うふうに申し上げました。そういう中で、町の活性化をするためにはどうしたらいいだろうかというので最初に総合開発審議会のほうに諮問をしていただきまして、コンパクトシティ構想推進委員会という中でつくっていただきました。そういったものがいわゆる今、議員がおっしゃるようにパラレルに動いてきた部分があります。今後はその方針が決まりましたので、組織を一本化していきたいと思っております。そして、長与町町長部門の中におきましてそうした組織をつくりまして、今年度いっばいに総合的な計画を発表したいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

それはぜひよろしくお願いをします。そうしないと、町民は、誰に聞けばいいのかわかりませんよね。教育委員会に言ったら土地は町部局に聞いてくれと、こういうことですよ。我々議会も、私は厚生委員会に属してはいますが、土地についてはほかの委員会に聞いてくれと、こういうことなんです。だからこれでは、やはり我々町民も当然理解できませんよね。あっちこっち聞いて、たらい回しにされるだけです。一番私が嫌いなたらい回しなんです。だから、さっき総合管理の計画というのはいい要請だなど、こういうふうに思ってるわけですよ。

だから、ぜひそれは早くしないといけないですね、どこが統一するというのは。土地問題、住民はいろいろ考え方ありますよ。先ほどちょっとあそこは高台にある。高齢者や子供にとってはこれは疑問だという、きのうも同僚議員から同じ質問が出たわけですよ。だから、町長、今、長与町の特殊性というのは何だと思う、一番大きな特殊性というのは。ちょっとそこをお聞きしたい。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

長与はほかの町と違いまして、商業、工業の町じゃないと思うんですね。やはり住むところだと思うんですね。そして、住むということは、その町が住みやすい、その中に文化とかスポーツとか教育とか、そういったものがあるかと思えます。長与町の特性というのは、そういった文化、スポーツ、生涯教育、そういった部分がほかの町にはない長与町の個性じゃないか、そういうふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

確かにそういう側面もあると思えます。ただ、長与町は昼間と夜の人口差が大きいんですよ、ベッドタウンだから。昼間は高齢者と子供、言ってみればその比率が大きくなるわけですよ。当然、図書館を使う人も平日は高齢者と、老人が多くなるはずなんです。私の予想としては。だから、あそこ



に、高い高台につくるといのは疑問だということなんです。高齢者や子供に優しくないんですよ。だから、みんな住民の方はそれを心配されるんですね。そのあたり、どう考えられますか。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (久保平敏弘君)

若干標高が高いにもかかわらず、あそこに決定したというところなんです。町長の答弁と若干繰り返しになる部分もございますけれども、御容赦いただきたいと思います。

町長が先ほどの答弁の中で3つの観点、申し述べました。繰り返しで申し述べた部分もございますが、まず1点目、町内全域からのアクセスと利便性の確保ですね。これにつままして、議員御指摘のとおり標高が高いという意味での利便性は、やはり不利な状況にあるというのは認めざるを得ないと思います。ただ、位置的に町の中心部にあるという意味でのアクセスの容易さ、それと、これはまた今後のことにもかかわってまいります。西高田線の整備、それとそれに伴います役場前ですね、そこに大きな橋梁が新設されるということになっております。そういう意味でのアクセスの改善の見込みがあるということです。それと、これも昨日の議論にもございましたが、図書館、それと新たに進出するであろう商業施設、その他広域系の施設、一定の都市機能がそこで集積されるということが想定されますのでそこを、縦の線と横の線の接続という表現もございましたが、結節点として整備をすることによって、町内全域から公共交通によるアクセスの利便性の確保、もしくはその向上が図られるのではないかとということです。図っていかうという当然意思もございます。

それと、2点目です。本町の人口規模と今の時代にふさわしい図書館機能です。町民の皆さんには随分長いことお待たせをしたわけなんです。いよいよやっとその具体的な整備段階に入ってまいります。それで、現在の図書館は従来の図書の貸し出し、あるいは資料の収集・保存といった機能だけではなくて、情報発信の機能、もしくは交流の機能といったものも求められております。これは先ほどからございます教育委員会のほうの検討委員会のほうで御検討いただいております。そういった情報発信と交流機能のスペース、それと、それに加えてやはり駐車場のスペースと、こういったものを考慮せざるを得ないということで、一定の規模の用地が必要であるという判断でございます。

3点目です。中心市街地活性化の中核施設としての位置づけということでございますが、やはり町の中心部に新たにまとまった土地、用地ですね、用地が確保できる可能性があるわけです。

議長 (山口経正議員)

答弁、簡明にお願いします。

企画課長 (久保平敏弘君)

失礼しました。

中心市街地の活性化、中央商店街との一体的な開発ということも課題とされており。そういったことも含めまして、あそこに決断をしたということでございます。以上です。

議 長

(山口経正議員)

内村議員。

3 番

(内村博法議員)

図書館につきましては、町長は御存じかどうかわかりませんが、ほかの自治体では問題になつてくるんですよ。五島市では、13億円の建設費用に対して豪華過ぎると。署名が1万7,000名集まって、結局議案を撤回せざるを得なかったというのがあります。これは土地は公有地でございます。建物代だけで13億。加えて維持管理費用が2倍に上がるということで、挫折してるわけですよ。それから、岐阜県の中津川市、ここも必要性の理由から挫折しております。これは議会の議決が通って、もう既に工事も着工してるんですよ。住民からリコール運動が起こって、中止に至ってるわけですね。損害賠償も今、業者さんと協議中ということらしいんですよ。加えて、長崎市は図書館じゃありませんけども、公共施設でいろいろ問題になってますね。それも、根底にはやっぱり住民の理解が得られないから、そういう失敗例が出てくるわけですね。

だから、町長は今後、住民に対して土地についてはどういう説明されるんですか。アンケートはとらないと、個々の条件があつて。しかし、ほかの自治体ではとってるところがあるんですよ、建設地について。想定条件をつけて、そういうやり方もあるわけですよ。町長が今度表明した榎の鼻の土地についてどう思うかというアンケートもとっていいんですよ、町長の決断次第で。いろいろ住民とのコンタクトをする方法はあると思うんですよ。その点はいかがですか。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田慎一君)

当然そのあたりは重要だと思います。図書館をつくるに当たりましては、十分そんなところも配慮しながらやっていかざるを得ないと私も思っております。

議員御指摘のとおり、今度はあそこにも新しい大きなまちが一つできるということで、350世帯の方々が入ってこられます。そういった大きなまちが一つできるわけでありまして、長与町は御承知のとおり、平らなところがなかなかありません。しかも図書館というよりも、皆さん方の御要望を聞きますと、やはり情報発信というのをあわせた機能を持ったものでなくちゃいけないというような声もございます。そういったもろもろの声を聞き及んでおりますので、そのあたりを十分私も理解し、そしてそのためにいろんな広報手段を通じまして皆さん方に発信をしていきたいと思っております。

そして、今議員が指摘のように、この図書館建設につきましてはどういう形でやったが一番補助金等々安くできるか等々も含めまして、十分に検討を

してやってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

アンケートは議会に対しても要求されると思いますよ。議会としてどう対応するかということをごすね。ぜひよろしく、住民の意見をよく聞かないとああいう失敗例が出てくるわけですよ。

それで、次にちょっとお聞きしたいのが、町長は今回、榎の鼻、あそこにするという見解を述べられました。それで、これまでも同僚議員から、そういう質問があって、そして現在、価格はこれからだというお話を伺っておりますね。それから、財源の手当てもこれからだと。そうすると、やはり普通、私、民間出身なものですから、普通価格が幾らか、それから財源はどうするか、予算はどうするか、それを決めてから表明すべきではないのかと。何も無いところで、表明されるのはどういうことなのかと素朴な疑問があるわけですよ。その点はどうか考えておられますか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

済みません。町に長与町開発等指導要綱というものがございまして、通常、開発行為とか区画整理につきましては、これをもとに指導とか一定の条件とかを提示をさせていただいております。この指導要綱の中に公共用地の原価譲渡という、その条文がございます。これどういうことかと申しますと、通常、公共用地を求める場合につきましては、取得原価をもとに取得をなさうというようなことで書いてあります。したがって今も、今からの協議になるわけでございますけれども、この基準をもとにその取得原価をもとに単価の協議を進めていきたいということで考えております。以上です。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

私もいろいろ研究したら、やっぱり今部長が言われたのがあります、確かにね。この要綱の中に取得原価で優先譲渡を受けるというふうになつてくるんですよ、町はね。これ第33条ですか、公共公益用地の原価譲渡ということですので、取得原価は購入費プラス造成費ですよ。購入費というのはやはり地権者から購入した金額プラス造成費用、こういうふうになつてくるわけですよ。通常は粗利が加わりますから、粗利がない分だけ安くなるわけですよ。だから、その意味じゃあメリットがありますよね、そういう意味じゃ、価格的にはね。だから、価格がまだ決まらないからという説明はちょっと不十分だと、その意味では、町長はね。だから、算定方式は決まっておるわけ、今この綱領でね。条例に基づいてそういう綱領がつくられてるわけですから、だからその価格算定で基づけば、エビデンス集めればすぐわかるわけですよ。だから、そういうところを考慮されたのかどうかというのが私の質問で

ありました。だから、その点、知らなかったなら知らなかったでいいですよ、それは。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

先ほど申しました取得原価につきまして、現在のところまだ工事中でございまして、その価格がまだはっきり固まってないという事情もございまして。そういった中で、ある程度その単価が出せて、ある程度協議ができるようになりまして、その単価をまずもとに協議を重ねていきたいということでは思っております。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

この綱領とは別に、私も民間で土地の売買とかそういうのを携わったことがあります。当然、民間でも土地の売買、財産の取得というのは商法上取締役会の決議が要ることになるとるんですよ。それは放漫な経営に陥らないようにチェックするようになってるわけですよ。民間ではどうしてるかといいますと、私が経験した例では、不動産鑑定士に頼むんですよ。適正な価格はどのぐらいだと、それで交渉するんですよ、相手方と。だから、町はそういう交渉をされるのかどうか、普通、土地の取得に当たって。だから、交渉するんだったら、大体この土地は幾らぐらいかということ調査して、そして交渉に当たるべきじゃないでしょうか。普通は我々民間ではそうしてまずよ。そこで合意するわけですね。そのあたりは今、どういう手順で動こうとしてるんですか。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

現在も一般的に販売をされておられます。この単価は把握しております。ただ今回、先ほどから申しますように、取得単価となりますと、基本的にはそういった単価よりも感覚的には若干安くなるのかなという思いはしておりますけれども、それに対してそういう単価をもとに広さを掛けて、総額で幾らになるのか、そういったところで庁内でも検討をしているところでございます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

それで次、今後、町長は土地取得に向けていろいろ検討されると思います。それで、きのうの同僚質問でも問題になったんですけど、平成23年に榎の鼻を団地の1万平米を買うという当時の町長が文書で回答されてるわけですね。その回答書は町長名でされたんですか。そこはちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
 建設部長 (浦川圭一君)  
 ただいまのまずこの回答につきましてでございますけども、まず組合のほうから要望が出されて、その回答ということで、発行者は前町長名で回答書を出しております。その中にただし書きで、各項目における金額、面積、期間につきましては今後継続して協議いたしますものを一番前段に入れております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
 3 番 (内村博法議員)  
 これはきのうの同僚議員は違法ではないかということで、指摘を受けたんですけど、私は違法とは思っておりません。ただ、これは当時やっぱり公表すべきだったろうと思います。これは議会軽視、住民軽視につながる問題なんですよね。ああいう多額の金額で税金を使うわけですからね。だからそういう意味では、私は議会軽視でもあり住民軽視でもあると、こういうふうに思ってるわけです。

その契約、これは一種の契約ですよ、相手方に買うと言ってるわけだから。町長はそれを受けて榎の鼻団地を決心されたのではないかと、こういうふうに思ってるわけですね。その点はいかがですか。

議 長 (山口経正議員)  
 町 長 (吉田慎一君)  
 きょう、昨日申し上げたとおりでありまして、まず長与町の潤い、ああいう大きなまちが一つできるわけですので、そういった中でどうしたら長与町全体がそこを中心にして潤っていくかということで諮問諮ったわけでございます。その中で、公共施設の張りつけ、これが一番大きな動線ができるんじゃないだろうかというようなことの中で、その中に図書館建設を入れたらどうだろうかというようなことでもございました。その中で5つの候補が上がりました。そのうち2つが残ってきたわけでありまして、そのうちの1つが榎の鼻でございました。そちらのほうを選ばせていただいたと、こういうことでもございます。

議 長 (山口経正議員)  
 3 番 (内村博法議員)  
 ちょっと時間ありませんので、町長は前の町長が回答した土地を買うという、これが一番榎の鼻団地にする根拠となったのではないかなということも私は確認を求めているわけですね。

議 長 (山口経正議員)  
 町 長 (吉田慎一君)

先ほど申し上げましたように、とにかくまちづくりというのが一番大きなポイントでございます。恐らく前町長さんがどう考えたか私もわかりません。ただ、あそこにあれだけの大きなまちができるわけでありまして。そして、当然公民館をつくったりとかいうようなものも必要だろうと思うんですね。そういった意味での用地の確保というのは当時必要だったのではないだろうかというふうに思います。

私は図書館を決定いたしましたのは、そういうもろもろの一覧にまで申しましたとおりの流れの中で候補地としていいのではないかというようなことで上がっておりまして、それにつきまして私も同意をしたということでございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

ということは、前の町長の合意ですか、これには基づかなかったということで、私は今の答弁で理解いたしました。

そうしますと、ここで重大な問題が出てくるわけですよ。これ、対外的に第三者と合意文書を交わしたわけですよ。これは一つの私は、例えば婚約という言葉がありますよね。あれは正式には婚姻予約というんですよ。今回の場合も、契約の予約ではなかったかと思うんですよ。もちろん議会にかけないといかんからね。だから、そういう解釈をとってるわけですね。そうすると、当事者同士、その合意に基づいて義務が生じてくると思います。そうすると、町長が替わったからといって町としては継続性、安定性のやっばり原則がありますから、その契約の内容は引き継がれないといけんわけですね。そうしますと、仮に議会で否決された場合、これが。そうしますと、普通一般的に、相手方は損害賠償を提起してくるケースもあり得るわけですね。あり得るわけですよ。だから、そこのところは、十分調査されとったほうがいいと思いますよ。

今、もう時間ありませんけども、ほかの地域の条例や自治体の条例では、議会で否決された場合は責任が負えませんよというのを一冊入れるんですよ、仮契約書の中に。今、長与町は、財務規則の中には仮契約の条項はありますよ。ただし、これは入札だけですよ。こういう随意契約の場合はうたっておられません、仮契約はね。だから、非常に大きな問題を抱えております。だから、それは、ぜひ、町長は関係ないと言われますけども、実際関係してくるわけですよ、そういう意味では。その点どう、最後にそこをお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

今、議員のほうから貴重な意見をいただけたと思っております。もし契約まで至ることになりましたら、細かい詳細まできちんと法的に満足するようなものできちっとした契約書をつくりたいと思っております。

議 長

(山口経正議員)

内村議員。

3 番

(内村博法議員)

今度また仮契約を結ばれると思うんですよね、それに基づいてね。これはぜひ、最低限しないとイケない。ほかの自治体ではやっぱり第三者から議決が否決された場合、損害賠償を防止するためにそういう一文を入れるという、大変すぐれた先進自治体があります。だから、そういうところも研究されたらどうかと思うんですけれども、それはそれでやっていただきたいと思うんですけれども、一般的な、これから随意契約が発生するかもしれませんけども。

ただ、今までの町長の答弁を聞きますと、今やっぱり価格はどういう価格で交渉しようとしてるのか、財源の手当てはどうなのかという、それが全然わからない状態で表明されてるわけですよ。だから、もうはっきり言いますと、表明は撤回されたほうがいいんじゃないですか、白紙に戻して。そう思いますよ。これでは町民は納得しませんよね。

それと、先ほどの契約の、私は町長がはっきり前町長の契約に基づいてあそこ決めましたというのなら、それが一番すっきりするわけですよ。それを一番大きな判断にしましたと。そう言ってもらえばわかりやすいですよ、非常に。ただ、前町長のそれも、いや関係ありません、予算の補助金の見通しも立っておりません。じゃあ価格はどうするのかと、これも決めてませんということですから、全然納得できません。だからもう撤回していただきたい。撤回というか、白紙に戻して、表明をですね。ということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長

(山口経正議員)

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時25分～13時00分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順13、喜々津英世議員の①フッ化物洗口推進について、②通学路の安全確保対策について、③国体における民泊への取り組みについての質問を同時に許します。

12番、喜々津英世議員。

12番

(喜々津英世議員)

久しぶりの一般質問になりますが、頑張ってやりたいと思います。

私は、3点質問をさせていただきます。早速朗読をさせていただきます。

まず1点目が、フッ化物洗口推進についてでございます。

長崎県においては、長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例を定め、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりを推進するため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとしております。

25年度から長崎県フッ化物洗口推進事業を実施し、29年度までに保育

所、幼稚園、小学校全ての施設で集団によるフッ化物洗口ができるよう目標を掲げ、25年6月13日には本町で県こども政策局こども未来課主催の説明会が開催されました。さらに10月の31日には県福祉保健部国保・健康増進課主催の説明会が開催されるなど、事業の推進に向けて対策がとられております。

本年第1回定例会においては、長与町フッ化物洗口推進協議会会長及び委員の報酬などに係る条例も可決されました。推進に向けて準備がなされているものと思われまます。以上を踏まえて、次の質問を行います。

まず1点目が、フッ化物洗口推進事業への取り組み状況について。2点目が、県内自治体の取り組み状況について。3点目、町内の各施設の取り組み状況について。4点目が、フッ化物洗口推進体制及び今後のスケジュールについてであります。

大きな項目の2点目が、通学路の安全確保対策についてであります。

各学校の通学に係る安全確保については、交通指導員を初めボランティアの活動は大きいものがあります。本年1月に開催しました第1回議会報告会において、長与北小学校区の通学路の安全確保対策に係る意見が出されました。この中には過去に同僚議員が質問をしていることでもあります。次の点について質問をさせていただきます。

まず1点目が、長与北小学校と対岸を結ぶ橋、これは人道橋でありますけれども、建設問題について。2点目が、船津橋から長与北小学校までの歩道の確保問題についてであります。

大きな項目3点目が、国体における民泊への取り組みについてであります。

去る5月11日には、国体の炬火の採火式、炬火リレー及び集火式が多くの町民、関係者の参加のもと開催されました。いよいよ国体モードに入った感がいたします。全国から多くの選手及び役員、応援者が来町をいたします。選手及び役員等については配宿が決定しているものと思われまます。応援者に対しては把握はできていないと思ひます。民泊についても本町PRの絶好の機会であり、町民とのふれあい、交流にもつながります。

国体事務局の現在のスタッフ数、仕事量等を考えると対応には無理があることは承知してはいますが、受け入れ世帯を組織化した上での受け入れを考えております。この場合、長崎国体長与町実行委員会ホームページに、民泊の受け入れに係るPRができないかお伺ひいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、喜々津議員の御質問にお答えをさせていただきます。

1番目1点目のフッ化物洗口推進事業への取り組み状況についてでございます。

虫歯は、幼児、小学生で最も多い疾患であります。一度できてしまった虫歯は決してもとの健康な歯に戻ることはないため、発生しやすい時期に予防



しておくことが大切であります。その予防の方法は、大きく3つに分けて歯磨き、甘味制限、フッ化物の利用と言われています。その中でも、適切に行われるフッ化物による予防方法は最も有効な方策であると、多くの専門機関で合意がなされておるところでございます。

長崎県は平成23年度の12歳児の1人平均の虫歯の本数が1.38本であり、全国平均の1.20本と比べて多くなっております。しかも、地域差があることもわかっています。そこで長崎県では、長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例に基づき、虫歯予防を地域全体の子供たちに対して平等に実施するため、長崎県フッ化物洗口推進事業実施要綱を制定し、集団によるフッ化物洗口を全ての保育所、幼稚園、小学校で実施するとの目標を掲げ、県内各市町に対して事業実施への要請が行われております。

その要請に基づき、町といたしましても事業の実施に当たり、教育委員会を初め、対象施設を所管する課と西彼杵歯科医師会と連携を図り、県や西彼保健所等の助言を仰ぎながら、平成29年度までに全ての保育所、幼稚園、小学校で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

しかしながら、フッ化物については医薬品であるため、誤飲による急性中毒や全身への影響など副作用があるのではないかと不安視する意見があることも事実でございます。そのためには、正確な情報提供並びに適切な実施方法の検討が必要となります。今年度、関係機関の代表者を初めとした委員による長与町フッ化物洗口推進協議会を設置します。その協議会において、町として導入促進に向けての具体的な方向性を決定したいと考えておるところでございます。

2点目の県内自治体の取り組み状況についてでございます。

平成25年度の状況ですが、県内の対象施設数に対する実施数の割合は29.3%となっております。市町別に見ますと、小値賀町では保育所等でフッ化物塗布を行い、小学校でフッ化物洗口を行っておりますので、集団による虫歯予防については100%の実施率となっております。次いで高いのは対馬市、西海市の順で、その率は5割を超えている状況でございます。

3点目の町内の各施設の取り組み状況についてでございます。

町内では、対象となる施設は保育所9、幼稚園3、小学校5の合わせて17施設でございます。平成25年度には、幼稚園と保育所で各1施設が実施しており、今年度幼稚園が1園実施するとの報告を受けていますので、合わせて3つの施設で取り組んでいただいております。

4点目でございますが、フッ化物洗口推進体制及び今後のスケジュールについてでございますけれども、現在、長与町のフッ化物洗口事業を具体的に推進していくに当たって、健康保険課が中心となり教育委員会や福祉課と協議を行い、実施要綱の作成を行っております。要綱の素案ができた時点で、7月中をめどに先ほど述べました長与町フッ化物洗口推進協議会を開催いたしまして、関係機関各位の御意見を賜りたいと考えております。また、必要に応じて関係機関への説明会等も実施する予定でございます。

通学路の安全確保対策についてでございます。

2番目1点目の長与北小学校と対岸を結ぶ橋の建設問題についてでございますけれども、昨年6月の議会の答弁にもありましたとおり、長与北小学校前の人道橋につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金、旧まちづくり交付金事業の第3期対策都市再生整備計画へ計上できないかと現在協議を重ねているところでございます。

この都市再生整備計画につきましては、計画設計、河川協議や用地交渉、建設期間等を検討し、5カ年の事業期間に工事を完成し、その整備効果を発揮する必要があります。ほかにも第3期の都市再生整備計画として事業化したい路線もございますので実施できる事業数は限られてしまいますが、先ほども申し上げましたとおり、都市再生整備計画の採択に向けた取り組みを行ってまいりたいと思っております。

2点目の船津橋から長与北小学校までの歩道の確保問題でございます。

船津橋から先、数十メートルにつきましては建物等が建ち並び、また、カーブがあり、その先から長与北小学校校門までは直線道路になっており、一部を除き歩道が設置されている状況でございます。

歩道の確保対策といたしましては、今年度社会資本整備総合交付金事業の中で通学路要対策箇所の整備による安全な通学路の確保補助金の申請を行い、交付決定通知をいただいております。この事業により、道路の路側線などで路側帯を拡幅し、車道幅員を狭めることによってドライバーに生ずる心理的効果により、速度の抑制を図られることが効果として期待されており、また、路側帯をカラー舗装で施工し、歩車道の区分を明確にすることで歩行者の通行の安全性の確保が図られると考えております。

3番目の国体における民泊への取り組みについてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、国体に係る監督、選手の宿泊先につきましては、長崎市内の宿泊施設でほぼ決定がなされる状況となっております。

今回の国体開催は長与町を全国的にPRできる絶好の機会であり、御提案をいただいております自主的な町民組織による応援者の民泊受け入れにつきましては、すばらしい御提案であると感謝をいたすところでございますが、これまで監督、選手の民泊を実施された先進県市町への調査や関係機関への問い合わせでは、これから民泊への取り組みを進めるには期間的に厳しい状況であるとの報告を受けております。

具体的に申し上げますと、宿泊を受け入れる施設に係る旅館営業法や食事を提供することでの飲食店営業法、また、食事を調理することに係る食品衛生法等に準じた手続や許可が必要とのことでございます。加えて、万一食中毒等が発生した場合の損害賠償保険加入も条件になるとのことでございます。基本的には監督、選手の民泊も自治会や地域の皆様に民泊協会を設置していただき、種々の手続や許可申請等を実行委員会が主体的に進めるという形態であり、これと同様に、御提案の取り組みも関係者の対応が必要になるものと考えております。規模的には大きな違いがございますが、通常、実行委員会が実施する場合は、準備期間としまして最短でも1年が必要とのことでございました。

以上のような調査結果を踏まえ、諸条件が整うまでは長与町実行委員会公式ホームページでの民泊受け入れに係る御紹介を控えさせていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

喜々津議員。

1 2 番

(喜々津英世議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、体育会系の男がなぜフッ化物洗口推進、こういったものを作るんだという違和感を持っておられる方も非常に多いかと思えます。私自身もそう思っておりますけれども、実は岡郷に、場所は特定しませんが、フッ化物洗口推進事業に係る専門の先生がおられます。東北大学の大学院の歯学部の研究予防歯科分野の非常勤講師を今されております。この方、県から委嘱を受けて県内の各自治体、あるいはそういう保健所とか自治体の職員、学校の先生方、こういった人たちを対象にした研修会、講習会の講師を務めると。そういう方が岡郷に住んでおられます。

あるときに話がしたいということで呼ばれまして、長与町は10月の31日に開催した県の福祉保健部の主催した会に長与、時津は参加をしてくれなかった。県内でも一番大きな町が2つとも参加してもらえないということで非常に危機感を持ってるといってお話がありまして、そのときにいろんな資料もいただきまして、全国の状況等についてもお話を聞く機会がありました。

ただ、その段階では、3月定例会の後でありましたので、フッ化物洗口推進協議会の会長、あるいは委員の報酬等に係る条例改正がなされた後でありましたので、いずれフッ化物洗口推進協議会も組織化され、設立をされ、進んでいくものと思えますという説明はしておりましたけれども、余りにも先生が非常に熱心でありましたので、久しぶりに一般質問のテーマとして取り上げてみたいということでさせていただいたわけでありまして。

ちょっと前置きが長くなりましたけれども、先生からいただいた資料では、6月の13日に長与町庁舎内で県のこども政策局こども未来課が主催した説明会が開催されたと思っております。いただいた資料の数字が、ちょっと足し算をしたところが、17名という数字をお聞きしたんですが合わないような気もしたもんですから、改めてどういう部署から何名が参加していただいたのか、それをお尋ねをしておきたいと思えます。

議 長

(山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険

(森川寛子君)

課 長

議員さんの御質問にお答えいたします。

昨年6月13日に行われた説明会につきましては、県のこども未来課の幼保連携班というところが開催したもので、事業を実施する保育所、幼稚園、それから、市町村職員に対して行われたものであります。県内9カ所で開催された会場の一つとして、長与町役場の会議室で行われております。

参加者につきましては幼稚園、保育園の園長先生方ということで、どうし

ても西彼保健所管内では長与町のほうで開催をされておりますので、時津町とか、逆にまた長崎市で参加できなかった先生方とかもいらっしゃるかと思っておりますので、具体的な幼稚園、保育園の名前等はちょっと把握をしております。申しわけありません。あわせて町の職員参加させていただいております。この町の職員は、福祉課、それから教育委員会の総務課、それから学校教育課と健康保険課から合わせて5名の職員が参加をいたしております。

ちなみに、このときの研修のときに専門家からのフッ化物洗口の有効性とか安全性とかの説明が主なものだったんですけれども、その説明をしていたのは、先ほど議員さんが紹介していただきました先生であることを申し添えておきます。

議長 (山口経正議員)

喜々津議員。

12番 (喜々津英世議員)

今説明がありましたけれども、こども未来課がそれぞれ各自治体に出向いてやったのが9会場。東彼が3地区一緒になったということで、11の自治体に取り組んでおりますけれども、その後、10月の31日に開催した、県がまた主催した研修会では、6月から9月にかけてこども未来課が主催した会に参加しているところで10月の31日に参加してないのは長与町だけという、それをいただいたわけですね。そしてまた、10月の31日にはそういういろんな部署の人たちを集めて実際にフッ化物洗口の実務、やり方、そういったものを全て実技も含めた研修であったということで、意義のある研修会とおったけれども残念ながら寄ってもらえなかったということ伺いましたけれども、これには、実技指導では岡に住んでおられる先生も初め、県歯科医師会の先生、それから歯科衛生士の3名の方が助手として実際実技指導もなされておるということで、有意義な講習会であったというふうに聞いておりますけど、なぜ参加をしなかったのかと、ちょっとそこら辺、わかっておれば教えていただきたいと。

議長 (山口経正議員)

健康保険課長。

健康保険課長 (森川寛子君)

県国保・健康増進課主催の研修会については、議員さんが言われるように10月31日に開催をされました。しかし、健康保険課では既にその日に健康増進に係る事業を組み込んでおりました。そちらを優先したために欠席となった次第であります。申しわけありませんでした。

なお、その研修会には時津町も同様に欠席をされておりました。そのためなんですけれども、時津町と長与町の管轄している西彼保健所さんによりまして、12月にはなっただんですけれども、10月の研修内容と同様にフッ化物洗口の講師の先生による研修と、それから洗口液のつくり方等の実技等も踏まえた研修会を開催していただきました。そこに長与町から4名の職員が参加して、知識の習得を図ることができました。以上です。

議長 (山口経正議員)

1 2 番 喜々津議員。  
 (喜々津英世議員)  
 いろんな事情があったらうとは推測しておりましたけれども、了解をいたします。

先ほど言いましたように、3月定例会で長与町フッ化物洗口推進協議会の構成というものが質問の中で出たと思います。小学校の校長5人、養護教諭5人、PTA5人、保育所4人、西彼医師会が1人、町内の歯科医師が1人、合計24人との説明があったと思いますけれども、これは既に人選は済まれましたでしょうかお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)  
 健康保険課 健康保険課長。  
 (森川寛子君)  
 委員の人選については、教育委員会等の意見も踏まえて、3月議会で申し上げた方々にお願いをしております。

議 長 一つ訂正をさせていただきたいんですけど、医師会ではなく、西彼杵の歯科医師会のほうにお願いをしております。以上です。

1 2 番 (山口経正議員)  
 喜々津議員。  
 (喜々津英世議員)  
 失礼しました。

それぞれ学校の先生方とかいろんな立場の方がおられて、いろんな小学校、それから保育園、幼稚園挙げて取り組むという意味ではこれで十分であると思いますけれども、どうでしょう、せっかくこういうすばらしい先生がおられますので、アドバイザー、そういうことはできないのか、ちょっとお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)  
 健康保険課 健康保険課長。  
 (森川寛子君)  
 専門家の先生に対して協議会の委員さんというのは、さすがに位置づけはできないのではないかと考えております。しかしながら、協議会を開催した上で各施設等のか機関等の御意見等、反応等を見た上で、事業実施に対する理解を深めていただくためにフッ化物洗口に係る専門的な説明が必要であると思われる場合には、ぜひとも先生のお力添えをいただければと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
 喜々津議員。  
 1 2 番 (喜々津英世議員)  
 せっかくそういう身近におられるわけですので、そういった方たちを利用していくことがまた各施設といえますか、小学校、幼稚園、保育所、こういった職員の方たちの理解を深めることにはつながっていくと思います。

町長の答弁の中で、フッ化物による予防が最も有効、効果的な方法である

ということがありました。また一方では、いろいろな体に対する影響とか誤飲に対する影響とか、そういったものもあるという答弁もあったわけでありましてけれども、確かにインターネット上等でも見てみますと、いろんな意見があることは私も承知をいたしております。しかし、そういうものがありながら、一応国、県、県も25年からそういう条例をつくってやった、また各自治体もそれに取り組んでおるということでありますから、ぜひひとつ組織を挙げて29年度までに実施をしたいという、これは実現に向けてしっかりやっていただきたいと思っておりますけれども、町長の答弁の中で、町内の幼稚園、保育所が既に実施をしておいて、今年度中にあと1つ、合計3施設が実施を予定してると。25年度既に2つの施設が実施をしているということでありましたけれども、そうであるならば29年度までということじゃなくて、もう少し推進協議会あたりの協議の頻度も多くして、なるべくできるところから前倒しでできないのか。

確かにこれは学校の先生方とか保育所、あるいは幼稚園の先生方、それから、何よりも保護者の方のやっぱり協力がなければ、賛同がなければできないわけですが、そういったものがあるとしても、県は25年度から29年度までという計画でありますけれども、なるべく前倒しでやっぱりやっていくという必要がありはしないかと思うんですが、そこら辺についてはどういうお考えでしょうか。

議長 (山口経正議員)  
健康保険課長。

(森川寛子君)

健康保険課長 目標としまして、県が掲げているように29年度で全施設実施を目指しております。しかしながら、議員さんが言われるように早い段階で多くの施設で実施していただければ、それだけ虫歯の予防に寄与することができると思いますので、同意が得られればすぐにでも実施していただきたいと考えております。

議長 (山口経正議員)  
喜々津議員。

12番 (喜々津英世議員)

ぜひそういう姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。

答弁では誤飲による何か影響等も考えられるというようなこともありましたけれども、既に実施をしておる本町の2つの施設、25年度中にそういう事故等があったのかなかったのか、もしわかっておれば教えていただきたいと思っております。

議長 (山口経正議員)  
健康保険課長。

(森川寛子君)

健康保険課長 町内の施設で2カ所で行っていただいておりますけれども、適正な運営が行われておりますので、事故等の報告も受けておりません。

議長 (山口経正議員)

1 2 番

喜々津議員。

(喜々津英世議員)

そういうことであれば、いろんなそういう心配もありますけれども、そういったことも踏まえて、推進協議会をあたりでは実態を踏まえた上でしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、健康保険課が中心となって教育委員会とか福祉課とか、こういったところと連携をやっていくんだという答弁でありましたけれども、先ほども言いましたように、これを推進するに当たってはやっぱり保護者の同意、協力が絶対不可欠だということは間違いありませんし、保護者の反対でなかなか進まないとかいうのもあってるようでもありますけれども、しかし、ほとんどのところが反対する保護者の子供は別にして、それを強制でさせないでその子にはうがいだけをさせて、同意を得られた保護者だけがフッ化物の洗口をやっておるといふ実態もあるようでもありますので、こういったことも踏まえていけば、やはり私は、行政の果たす役割というものは非常に大きいものがありはしないかな。

例えば学校では、小学生は週5回、毎回例えば30秒から約1分ぐらい、口の中に液を含んでぶくぶくやると。これはいろんな音楽とかそういったものに乗せてぶくぶくぶくぶくうがいをするというようなことだと聞いておりますけれども、学校の先生は今までやってなかったこと、あるいは保育園にしてもそうですけれども、やってなかったことを取り組まなければいけないと。それだけ負担になるということもあるかもしれませんが、基本的にはやっぱり子供の健康、子供の、何といいますか、保健管理といいますか健康管理といいますか、そういったことから考えると、当然これは教師としてやっていただくべきものでもあるんじゃないかなという気がいたしますけれども、教育委員会としてはそこら辺についてどういう見解を持っておられるのか、聞かせていただければと思います。

議 長

(山口経正議員)

教育委員会理事。

教育委員会

(永富雅徳君)

理 事

議員のおっしゃるとおり、今この要綱ができつつありますので、それに従って教育委員会としても取り組んでいきたいと思っておりますが、先ほどもおっしゃいましたけど、まずはやっぱり保護者の皆様にこれを理解いただくということが一番じゃないかなと思います。そこで私どもとしては、まず実施していくのは学校ですので、学校ともよく話し合っって共通理解し、歯科医師さんや薬剤師さんたちの専門医の方においでいただき、ぜひ保護者説明会をしていきたいと思っております。その際、質疑応答等の時間も十分確保していきたいと思っております。その後に同意をいただくという形で実施していただければと思っておりますが、もちろん保護者の意思を尊重して、同意を得たということから始めていければなと思っております。

また、御都合で多分来れない方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますので、そういう方たちには文書とか何らかの方法で、全ての方に御説明ができ

るような形に持っていければと思っけてます。

またさらに、例えば途中で始めたいとか途中でやめたいとか、そういう方もいらっしゃるんじゃないかと思っけてますので、その辺にも柔軟に対応できるよ、これから一生懸命協議をしまっけてまいりたいと思っけています。以上です。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

私は伊王島の校長をしてるときに、平成13、14、15年、3年間フッ化物洗口をやってまいりました。全校生徒、中学生12名でございます。週1回やってました。虫歯はゼロでございます、小学校も中学校も。しかし、12名の生徒が昼休みにフッ化洗口するのにも、学校中大騒ぎでございます、がら、ぐるぐるやりながら、飲み込んだりなんかしないよ、ということ。ああきよは洗口の日だと私がおかるぐらいでございます。

そこで課題は、医薬品であるフッ化洗口液を調合するのは一体誰がするの、養護教諭がやっていいの、薬事法に触れないのかというふうないろんな課題がありまして、今ではそれは薬事法には触れないという解釈でございますけれども、その伊王島では役場の保健師さんが調合して、そのときに持ってきてくださってました。一つは、やはり島ですから、橋がかかってないときでしたから、虫歯になったときには治療に通わんばいかんという、そういうことで町挙げてやってた。でも、12名ぐらいの生徒数でもそういう状況だったということでございます。

今、子供のためだったら先生方はやるのがというよ、御指摘もありましたが、それはそうだろうと思っけてますけれども、子供のためだったらしつけとかなんかも、やっぱり家庭もしていただくかんといかんし、大事なことは家庭と学校が協力して連携してやっていかんばいかんだろうとは思っけてますね。そういう意味では、何で昼休みだけせんばいかんのか。例えば朝、定期的にするという方法もあるだろうし、いろいろなことを考えられますが、このフッ化物洗口の学校におけるこれについては今、教育長会でもずっと議論してあります。そして、早い市町においては一部取り組んでるところもあるし、まだ今から協議をしまっけていかなきゃいけないと、そういう状況でございます、本当にクリアしなければいけない課題は、子供の安全性とか、保護者のコンセンサスをどう得られるか、教員の勤務時間体系をどうするかとたくさんございまして、先ほど課長が言いましたよ、一つ一つを丁寧にお説明しながら共通理解をしまっけて、究極目指すところを目指していきたく、そういうふうにお思っけてるところでございます。

議 長 (山口経正議員)

喜々津議員。

1 2 番 (喜々津英世議員)

経験のある教育長がおられるということは一気に進むんだらうというふうにお期待をいたしてありますけれども、先ほど私、週5回と言いましたけれども、これは幼稚園、保育所の誤りでありまして訂正を、小学校は週1回とい



うこととございます。

いずれにしましても、先ほども言いましたけれども、ネット等で調べてみますと非常に信頼性の高い情報から低い情報、いろんなものが飛び交っているのも事実であります。7月には第1回の推進協議会が開催される運びになるだろうと思っておりますけれども、ひとつしっかりと見きわめて、何回も言いますように、今教育長が答弁されましたように、やはり学校、保護者、しっかりと話し合っ、お互いの理解のもとで、共通認識のもとでこの事業を進めていくという方向になってもらえばいいなと思っております。以上でこの問題は終わらせていただきたいと思います。

次に、通学路の安全確保対策についてに移りますけれども、この問題で2点目に掲げております船津橋から長与北小学校までの歩道の確保問題、これは今議会の初日に同僚議員から詳しく質問がっておりますので、私のほうからは簡単にさせていただきたいと思っております。

こちらのほうから進めさせていただきたいと思っておりますけれども、同僚議員の質問に対する答弁で、これは社会資本整備総合交付金事業で通学路の確保の補助金、これが交付が決定したということとあります。この事業でそれぞれ路側帯の拡幅とか車道幅員を狭めることによってドライバーの心理的効果で速度の抑制も図れるということだったろうと思っております。言葉で言うのは易しいんですが、本当に効果が実証できているのかなという気もするんですが、そこら辺はどうなんでしょう。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

効果につきましては、平成17年11月17日、ここで生活道路事故防止対策マニュアルの構成ということで、これは警察庁がこのマニュアルを発表をしております、その中で効果の部分で、原文どおりちょっと読まさせていただきますけれども、車道幅員を狭めることによってドライバーに生ずる心理的効果により、速度の抑制が図られる。また、歩行者、自転車利用者のためのゆとりある安全な通行空間を確保することにより、歩行者の通行の安全の確保が図られるということを効果として上げておられます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

喜々津議員。

12番 (喜々津英世議員)

そういうものもあるということであれば、こういう方法も有効なのかなという気がいたします。

きのう建設部長も、例えば個人所有地との境界の問題とかなんとかで非常に難しい問題があったと。同僚議員の話ではそれは解決したという話でありましたけれども、きのうの部長の答弁では、できることからまずやってみようという、どうもそういう姿勢だったと思っております。私もそれはそういう方向でやっぱりやるべきであろうというふうに思っております。

それで、実現ができませんものをいつまでもそれに固執してほかの対応が進ま  
んということでは困りますので、やはりそういうことからやっていた  
だきたいと思えますけれども、おとといの同僚議員の質問の中で境界線の問題  
が片づいたということであれば、その前の歩道については一歩進むのか  
なということもありますけれども、こっちのほうはどういうふうを考えてお  
られますか。

議 長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

今申しました対策で安全が十分に確保できたとするならば、今申し上げま  
したような工法でやらせていただくと。これはもちろん警察等も協議をしな  
がらでございますけども。それでもなおかつ安全がちょっと部分的に危ない  
なとか、そういったものが歩道をつくることによって解消ができるというよ  
うなことであれば、歩道も含めてまた路側線で対応する部分と歩道も設置を  
したほうがいいのかとか、そういった検討をさせていただいて、一番よりよ  
い形で対応させていただきたいということで思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

喜々津議員。

1 2 番 (喜々津英世議員)

境界線の問題が理由でなかなか進まなかったということで、解決したとい  
うことであれば今後時間をかけてでも検討して、やっぱり進めていくべきだ  
ろうというふうに、これは要望しておきたいと思っております。

今回この問題は、実は1月に実施しました第1回の議会報告会で、地元の  
町民の方からこういう話が出たわけですね。なかなか進まない、何とかし  
てくれという話でありました。その中で、この通学路の安全対策の中では、  
恵美須様の横に長崎バスの土地がありますけれども、この土地については買  
うことは難しいかもしれないけれども借りることはできるだろうという地元  
の方の、いつもボランティアで子供を見守ってくださる方の御意見だったわ  
けです。それで、借用ならできるんじゃないかなろうかなと、そうすると子供の  
通学路の確保というものについては一歩前進するんじゃないかなろうかなとい  
う御意見もありましたけれども、これについては何か情報は入っておりますか。

議 長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

こちらとしては、その情報は入っておりません。

議 長 (山口経正議員)

喜々津議員。

1 2 番 (喜々津英世議員)

私は入っとる。町長とのホットミーティングの中では、こういう話が出な  
かったんですかね。ああ、そうか、これは橋の問題か。これはいいです。わ  
かりました。

そういうことであれば、そういう、あそこはかなり間口が広うございます。そこでびしっと確保できるということであれば、長崎バスとの協議も歩道として確保するために借用ができるということであれば、やはり一歩進めるべきじゃないか、そういう思いがしますが、もう一度答弁を。

議長 (山口経正議員)

建設部長。

建設部長 (浦川圭一君)

今回、路側帯を整備するというので、現道の道路に段差をつけて整備をするというものではございませんので、当然今言われた箇所まで広げて整備をしたほうがよりいいということであれば長崎バスさんとも協議をさせていただいて、できるものならそういうことも含めたところで検討させていただくということで、よろしく願いいたします。

議長 (山口経正議員)

喜々津議員。

12番 (喜々津英世議員)

それじゃあ、次の北小学校と対岸を結ぶ橋の建設問題であります。

これも先ほど言いましたように、議会報告会で北部地区研修施設でやったときに出た問題であります。これについては多分第6回のホットミーティングか何かで、あそこで北部多目であったろうと思いますけれども、町長に要望したけれどもあんまり乗り気じゃなかったと、そういうことを積極性はないと感じたというお話でありました。これは随分昔からこの問題が議論になっております。ただ、答弁では都市再生何とか計画でやりたいけれどもほかに事業化したいところも多くあるということで、そうすると優先順位の問題かなという気もいたします。ただ、本町にはいろいろ、図書館建設の問題であるとか、ごみ焼却施設の問題であるとか、橋梁の安全補強、それから公共施設の耐震化の問題とか、いろんな問題を抱えておまして、緊急の課題ではないというのが正直なところなのかなという気はいたしております。

恐らくこれは相当前にこういう提案議論がなされておったと思いますけれども、その当時と比べて、現在の例えば長与北小学校の児童の通学、そこに仮に橋をつくったとして、果たしてどの程度の方たちがそこを歩いて通学をするかと。例えば前田川内から先というのは、前田川内地区、それから中通地区というのは、そのまま総合運動公園のグラウンドの横を歩いて橋のほうにそのまま抜けていくと。そうすると、あそこを利用するのは浜崎地区の子供たちだけだと。通常的生活道路としては、買い物に行ったりとかそういうものも基本的にはないわけですね。そうすると、やはりそういった意味では、当初の計画がどうだったのかわかりませんが、本町の抱えとる今後の課題等も踏まえれば、やはり私は再検証をする必要がある。その上で、何とか再生計画でしたっけか、都市再生計画ですか、これにのせていくと。やはりそういったことをした上で、地域の岡地区の住民の人に期待を持たせるということであればもう一度そこら辺をびしっと検証した上で私はやるべきじゃないかなというふうに思っております。岡地区出身の議員がこういう

ことを言えば怒られるかもしれませんがけれども、私はそういうふうに思っておりますけれども、いかがですか。

議 長

(山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備

(松邨清茂君)

課 長

喜々津議員さんの御質問にお答えいたします。

現在、前田川内・浜崎地区の子供さんたちの数の件なんです、平成26年5月1日時点で、1年生から6年生まで合わせて計54名の方が北小学校のほうに通学されておられます。

ここの、済みません、北小学校の橋の件なんです、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、昨年6月の議会の中でも北小の橋の件が出ております。そのときも前向きに検討という形で回答はいたしておるんですけれども、今、議員さんおっしゃられるとおり、どうしても河川の協議とか安全の方面から検討しなくてはいけないところがかかなりあります。対岸に渡ったところからどこにそこの歩道橋をおろすのかとか、後ろ、207号線のほうにどこから入れるのかというのもございます。だから、そこを詳細に検討はしてまいります。

ただ、先ほど答弁の中にある第3期都市再生整備計画、これが27年度から始まりまして、5カ年間で結果を出さなくてはいけない事業になっております。当然橋をかけるにしても、いろんな協議事項があります。用地交渉も必要です。その中で5年間というのは短いのか長いのか、その中に実際的に入っていかないとなかなか先が見えないんですけれども、とりあえず今回、もう27年、来年度から始まりましてこの3期に入れとかなないと事業の見通しは立たないという形です。ただ、その中でも当然、何遍も言いますが、検討はしなくてはいけないということになります。以上です。

議 長

(山口経正議員)

喜々津議員。

12番

(喜々津英世議員)

わかりました。今27年から5年で全てが完了するということでしょうから非常に難しいのかなという気もいたしますけれども、いずれにしても検証はしていただきたいということを要望しておきたいと思っております。

それから最後に、国体における民泊への取り組みについてであります。

これにつきましては、国体事務局とよく話をする機会がありますけれども、今までこの問題については正式に話をしたことがありませんでしたので今回ちょっと取り上げてみたわけでありましてけれども、通告書にも書いておりましたように、現在の国体事務局の職員で民泊の問題を担当されるというのはまず無理だということは私も重々承知をしております。

これを出したのが、実は岡地区のまだ一部でありますけれども、既に6人ぐらいは夫婦2人の世帯とかひとり暮らし世帯で、部屋はいっぱいあるけんが幾らでもよかよと。そういう前向きな方たちが6人ほどは既におりまして、今からこれを詰めていかんばいかと。そういう中で国体の実行委員会のホ

ームページにこういったものを載せてもらったかどうかという御提案でありましたけれども、そういう受け入れに当たっても、いろんな難しい問題をクリアせんとだめだというのが基本的な考え方だったろうと思います。

国体の事務局長を初め、ここに何人かの職員は島根国体に参加をした職員がおられますけれども、それは九州代表で出られたんですが、そのとき応援に行きました。残念ながら予約がされない状況でありました。6人ほど応援に行ったんですが、結局向こうに着いて何とかなるだろうと思っところところが何ともならない。ここで言っているのかどうか分かりませんが、とうとう最後は男と女が泊まる場所に6人ばかりで雑魚寝をして、試合会場まで翌朝行くと、そういう経験もございます。そういったことから考えると、恐らく今度、今度13チームのうち12チームが県外からのお客さんであります。遠くから応援に行きたいけれども、そういう、例えば宿泊施設等について、なかなかないということで応援にも行けないということにもつながってまいりますし、できることならば、そういった方たちの不安を解消して応援に来ていただきたいと、そのことが本町のまたPRになりますし、本町のファンをつくるきっかけにもなるなというのが思いであります。余り国体事務局に迷惑をかけてもいけないなと思いつつも、一応は投げかけをしてみたいなということでもあります。事務局長にも再度、町長から答弁していただいた以外のことがあれば答弁をお願いします。

議長

(山口経正議員)

企画振興部理事。

企画振興部  
理事

(藤田 茂君)

お答えをさせていただきます。

議員さん、一般質問の通告書の中にも書いておられますとおり、事務局の現在のスタッフ数、それから仕事量を考えますときに、これから一般観客でお見えになるお客様の民泊の取り組みに私どもが直接携わってということは非常に厳しい状況かなというふうに考えております。

ただ、昨年、五島市のほうで、国体のリハーサル大会で一般観覧者の民泊を実施をしております。基本的には、議員さん御案内のとおり宿泊施設がないという状況が前提となっておりますけれども、このときは実行委員会主導での取り組みではありましたが、非常に関係法令が厳しいということもございまして、関係機関の指導ということですが、これは主に保健所でございます、食事は宿泊者自身が調達をしたと、それから宿泊費は無料での対応をしたというふうなことでお聞きをしております。

こういう対応であれば、先ほど町長の答弁にもございましたが、実行委員会が取り組んだ場合でも、最短でも1年かかるというふうな状況が短期間でクリアできるのかなというふうな考えを持っておりますので、その際、議員さんを中心として、そういう組織を立ち上げていただいて御対応いただくということであれば、関係機関等への一緒に同行、あるいは申請の補助、そういったことに関してはぜひ御協力をしたいというふうに考えております。

議長

(山口経正議員)

1 2 番

喜々津議員。

(喜々津英世議員)

まさに今、答えていただいたような対応の仕方になるというふうに私も思っております。

いよいよ128日ですかね、なりましたけれども、2月に各式典委員会とか、総務委員会とか、そういった委員会を開催して、3月には何でしたか、常任委員会で全ての内容を決定をして、今それを実現に移す段階に来ておると思いますが、これからがいよいよ本番になるわけですね。いろんな協力組織とか自治会、こういった方たちとの調整が今から残ってます。

同僚議員の質問の中でも、例えば地域応援団の役割分担とか、こういった問題でもなかなか説明不足の点もあったというような話もあっておりましたように、今後、やっぱりこれを成功させるためには、40年に一遍の国体だから当然協力するのが当たり前だということじゃないと思っておりますけれども、やっぱり誠意を持って説明をし、議論を尽くして協力をいただくと、そして、そのことが成功に必ず結びつく。

インターハイの経験がある全日本総合女子のソフトボール選手権の経験があるといっても、また国体は異質なものでもありますので、ひとつふんどしを締め直して頑張ってくださいことを要望して質問を終わります。

議 長

(山口経正議員)

場内の時計で14時10分まで休憩します。

(休憩14時00分～14時10分)

議 長

(山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順14、吉岡清彦議員の①今、長与の行政について何が問題かについて、②安心安全な、あるいは便利なまちづくりについて、③文化・体育の振興策についての質問を同時に許します。

19番、吉岡清彦議員。

1 9 番

(吉岡清彦議員)

では、質問に入ります。大物が挟んだ中での小物が細くなって質問いたしたいと思っております。

私は3点あるわけですが、今、長与の行政において何が問題かが1点目でございますけれども、私は常々、先人、昔の方々、あるいは有識者の方々の言動を方程式として取り入れて、また、それを生かしていくことが大事じゃないかと考えておるわけです。それは皆さん方の全ての方々もそうじゃないかと考えております。

そこで、先人の教えを勉強し、示しながら、直諫讜言して、次の点について質問していきたいと思っております。

(1) ですけども、「仕事に生かす孫子」という書物を出された方がタビオ会長の越智さんでございます。その人が、人生とか経営、この経営というのは一つの組織である企業である、あるいはこういう自治体も含めてのことと私は捉えております。そういう中で一番難しいのは、何が問題かを見抜く

ことですね、それが難しい。それさえ分かればほかでも解決できると、そういう著書に書いておられるわけです。

そこで、長与町における、今問題が何か、解決できていくのか、それについて問うていきたいと思っております。

2点目、(2)ですね。連合、立派な大きな、日本一大きな組織があります。連合の古賀会長さんが、産経新聞の3月3日付で私も読んだわけですが、**「民主は人馬を蓄えよ」**、人馬を蓄えよと、そういう言葉ですね。**「次の次も政権取れぬガバナンス」**、括弧書きして、統治能力と書いてありました。**「に問題 野党はばらばらだ」**と、その方がそういうことでおっしゃっております。

地方行政においても同じようなことじゃないかと私は思っております。そこで、人材、人馬ということは、馬のほうのはっきり言えば人間よりも大事なものじゃないか、ですね、この会長の言い方は。馬は役に立たなくなれば、もう捨てられます。そういうことでおっしゃっておるような気がいたします。

そこでは、長与町においても職員の人材育成や町長としてのあり方が問われている、現在ですね。そこで、どのような職員像を求めて町長が指導をしているのか。また、町長としての理想像をどのように持ち、日々努力しているのかちゅうのも問うていきたいと思っております。

(3)として、有名な教育者のペスタロッチーという方が言っておりますけども、**「一人を見捨てる時、教育はその光を失う」**と、そういうことも言っております。また、ドイツの精神科医の哲学者カール・ヤスパースという方も、**「重要になるのは、吟味して、訂正すること」**ですね、こういうこともおっしゃっております。

今、長与町において、月1回の資源化物の拠点回収を一生懸命やっております。これは立派なことですね。しかし、住民にずっと言ってますように、負担や苦勞をかけておるですね。よって、住民の自治会離れ、よく自治会の確保とかなんとか、住民のですね、言っておりますけども、逆に自治会離れもある、あるいは行政離れも行われてる、進行しておる。これも一つの原因じゃないか、私は思っております。だから、速やかな見直しをやって、町長が唱えておる幸福度日本一へ向けてやっていくのが本当の行政の仕事じゃないかというのが、こういうものを取り入れながらの質問でございます。

大きな2番として、安心安全な、あるいは便利なまちづくりについて質問いたしますけども、幸福度日本一に向けて町内を安心安全な、あるいは便利なまちづくりに取り組む一環として、次の点について質問していきたいと思っております。

(1)、道路脇、あるいは公園、あるいは空地を利用して公衆便所を設置する必要があると今思っております。何カ所か、確かに通りを見たり、あるいは公園も設置してありますけども、町内にですね、これからはそういうのが必要じゃないかと思っております。特に長与ニュータウンは、先ほどから、先日、高齢化率がトップになってきたということも出ておりましたけども、長与ニュータウンにおいては高齢化が入って、その声も高くなってきており

ます。どのように取り組んでいくのか、ですね。

横断歩道のところのすぐ脇に、2番として、街路樹があるわけですが、今それが大きくなり過ぎております。当初はそういう見方もなかったと思うんですが、車の運転席からは人影が見にくくなっておるとというのが現状で、ひどく危険性を感じております。横断歩道のすぐ脇の街路樹ですね、撤去していく必要もあるじゃないかと思っております。

特にニュータウンできたときには、その木も小さくて、かわいい木であったわけですが、今、だんだん大きくなっております。そして、ニュータウンにおいては、その横断歩道のところで死亡事故も発生した事実もあります。最近もありましたけど、それはちょっと横断歩道のところじゃないですが、そういう危険性が今発生してきているということを指摘したいと思っております。

また、これも以前も指摘したことがあるんですが、横断歩道のすぐ脇に、ツツジ等の、サツキですかね、そういうものを、低木を植樹しております。これはきれいですね。しかし、どうしても運転席からすると見にくい、また、幼児からすると見にくい、だから、横断歩道の10メートルぐらいでもカットしていくべきじゃないかというのが前回も指摘してきたことでもあります。あちこちにあるみたいですね。

一番近くで言えば、長与小学校の裏通りの図書館に行くところ、旧校舎に行くところのあそこなんかも、ひどく危ないような気がいたします。上から見ておれば何もありませんけど、やっぱり運転席から見るとひどく危険性があるわけですね。そういうことを質問していきたいと思っております。

それと、3番目で文化・体育の振興策についてでございますけども、住民の文化や体育の向上、技術の向上に向けて施設などの充実対策が必要であると思っております。

それで次の点ですね、質問していきます。(1)で、文化の向上対策にどう取り組んでおるのか。(2)として、今よく言われてる新図書館ですね、建設が今どういう状況であるのかですね。それと、体育の向上策として、どういうものに取り組んでおるのか。

(4)として、テニスコートがよく今一番利用者が多いんじゃないかと思っておりますけども、冬場、12月ぐらいからですかね、夜間の利用が今できません。物すごい何か声が上がってるような気がいたします。そういうことで夜間利用ができるような対策もとっていきべきじゃないか、そういうことで質問をしていきたいと思っております。以上、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、吉岡議員の御質問にお答えをいたします。

3番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答いたします。私のほうからは、そのほかの御質問についてお答えをさせていただきますと存じます。



1番目、1点目の長与町における問題点は何か、解決できるのかにつきましては、行政を推進していく上では、財政面を初め、常にいろんな問題が生じてまいります。

問題点というか、当面する課題としましては、ハード面では、高田南区画整理事業の早期完成、西高田線の延長、新図書館の建設等がございます。

解決できるのかとの質問でございますけれども、当然、解決しなくてはならないものだと思っております。そのためには、国や県、あるいは住民の皆様様の協力が必要となります。そういった皆様様の力をおかりしながらも、これからは事業の完成へ向けて邁進をしてみたいと考えております。

2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

職員の人材育成につきましては、長与町人材育成基本方針におきまして、公平かつ公正に町民視点で考え、対応のできる職員、地域課題を感じ取り、積極的に行動する職員を求める職員像として定めておるところであります。

公平公正の立場で物事を考え、画一的ではなく、誠意のある対応ができ、長与町にとって、今何が求められているのか、何をすべきなのかを論理的に把握し、その実現に向けて積極的に行動する職員となるよう、各種研修や指導を継続的に実施をしているところでございます。

町長としての理想像につきましては、私は、まず民意がどこにあるのか、また、何を求めているのかを常に念頭に置き、町民との対話を大事にしながら、職員とともに行政を推進していくことが一番大切な町長としての職責だと考えております。

3点目の御質問についてお答えをいたします。

資源化物の拠点回収におきます町民皆様様の負担軽減に向けての対策についてでございます。

地球温暖化の影響とされる海面の上昇や砂漠化、気象の変化などによる洪水の増加、生態系の変化など、地球環境の変化は見過ごせない状況になっているところでございます。

今までに御答弁申し上げておりましたとおり、この地球温暖化対策を初め、資源の有効利用、ごみ減量化及びリサイクル意識の向上を図る観点から、また、急速な少子高齢化が進展する中での地域のコミュニティ強化や地域活動の活性化の観点や、高齢者等のごみ出し弱者への対策も含めた資源化物の収集方法を保健環境連合会と一緒に実施しているところでございます。

その対応策といたしまして、高齢者等ごみ出し支援事業及び自治会独自での個別回収への助成を行いますとともに、指定の日に出すことが難しい方のために、常設の回収拠点を、水道局庁舎1階EM倉庫を初めとしまして、町内4カ所に設置しているところでございます。このことにつきましても、町民皆様への周知が進むにつれ、利用者も年々増加しているところでございます。

そのような状況を受けまして、今年度も回収拠点の増設を行い、さらに利便性を高めていきたいと考えており、設置場所につきましては、現在、自治会へのアンケート調査を実施しているところでございます。

また、高齢者等ごみ出し支援事業につきましても、介護保険課との連携を密にし、ごみ出し弱者対策の充実を図ってまいりたいと考えております。

そして、環境問題の啓発及びリサイクルの推進を図る観点からですが、昨年度から、拠点回収及び町内の小・中学校から排出される牛乳パックを再生利用し、長与町オリジナルのトイレットペーパーを作成しております。町内の小・中学校及びその他の公共施設で使用していましたが、今年度は、作成個数をふやして、自治会の各種イベントで環境意識向上を図るための啓発資材としての使用等、さまざまな自治会活動で使用していただきたいと考えているところでございます。

今後も、保健環境連合会との協議・連携を図りながらも事業の推進を行い、より取り組みやすく効果的なものになるよう研究、検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

2番目の1点目でございますが、現在、都市整備課では92カ所の公園を管理しており、そのうちトイレを設置している公園数は60カ所あります。議員御指摘の道路脇、空き地に関しましては、交通安全の観点から、トイレの設置は難しいものではないかと思われまます。

長与ニュータウンにおきましては8カ所の公園があり、プレイロットを除く全ての公園にトイレを完備しております。なお、長与ニュータウン内の公園は、東西南北と適正に配置されておまして、また、住宅地も密集しており、適当な空き地もないことから、現段階でのトイレ増設は考えにくいところでございます。

2点目、街路樹についてでございます。

議員御指摘のとおり、歩行者の安全性から見て、撤去すべきと思われる所につきましましては、自治会を含めた地域住民の方の意見を集約していただき、現地確認を行い対処をしてみたいと考えております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

③の文化・体育の振興策について、1点目の質問に回答いたします。

文化の向上対策につきましては、各公民館で行っております「新しい自分との出会い、人とつながるぬくもり、楽しい学びのひととき」を目標とした公民館講座の推進を図るとともに、昨年開催しました郷土芸能大会をインターネット上に掲載し、長与町の魅力を発信しております。

また、今年度は新たに長与町文化講座を開設し、考古学的な視点から町内に残る遺跡や史跡への理解を通して長与のよさを知り、より深めていただき、ふるさと意識の醸成に努めてまいります。

お尋ねの施設の充実につきましては、平成24年度より計画的に町民文化ホールの調光システムや舞台音響のデジタル化、陶芸の館の電気式窯への更新など、利用者の利便性を図っているところでございます。

今後とも、文化の向上に向け、施設の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の御質問に回答いたします。

新図書館の建設につきましては、平成24年7月より、図書館建設に伴う図書館サービスのあり方、建設の指針となる基本計画の策定を目的に、委員14名から成る検討委員会を設立して協議を重ね、平成25年度までに新しい図書館に求められるコンセプト、全国図書館の現状や県内図書館との比較など、新図書館の基本理念とそれに基づく各種サービスを検討してまいりました。

今年度は、基本計画の後半部分であります建物の基本的な考え方として、規模・設備計画の指針となります蔵書数や蔵書構成などの数値目標について検討を進めているところでございます。そして、最終の基本計画書（案）の完成時期といたしましては、年内できるだけ早い時期にと考えているところでございます。

3点目でございますが、体育の向上対策の取り組みについては、健康で活力ある町民を育てる体育・スポーツの振興のために、また、生涯スポーツの普及促進のために、町民体育祭や町民ソフトボール大会を初めとする各種大会やスポーツ教室等を開催し、各種のレクリエーションやスポーツの普及に努め、あわせて公共スポーツ施設を活用しながら生涯を通してスポーツに楽しめる環境づくりを推進しているところでございます。また、各種体育施設及び管理運営の充実を図り、既存施設の有効活用に努め、利用者の皆様に安全で安心な環境を提供しているところでございます。

4点目でございますが、テニス広場は昭和63年にオープンし、ナイター設備については平成4年から開始をしているところでございます。

ここの利用時間に関しましては、ナイター開始当初から、大村湾からの北風の影響もあり、気温が下がる夜間ということで、12月から2月の間は利用者が少ないこともあり、夜間利用をしていないのが現状でございます。

しかしながら、御質問のように利用者の方からの要望が多いようであれば、対応は可能だと思われますので、利用団体関係者からの意見をよく聞きながら対応してまいりたいと思います。以上でございます。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

町長から答弁、また、教育長から答弁がありました。

今、長与町で抱えてる大きな問題を二、三点列記していただいて、確かに取り組んでおるわけですけども、この図書館のことがずっとこれからまた議題となっていくでしょう。今までは高田南の件が大きな問題点として上がってきたわけですけども、これからは図書館ですね。この議会においてもいろんな形で問題点が指摘されております。やっぱりそれをよく吟味して、やっぱり早期に解決して、そして新しい図書館の建設に向かって、今、教育長のほうからも今度は中身についてありましたけども、大きな問題としては、そういうハードな面で町長のこれからの力量が問われるんじゃないかと思っております。

この越智さんちゅう方は、ちょっと述べますけども、経営者ですね。愛媛県の中学校を卒業して、出るときに担任の先生から、でっち奉公に行つてつらい、確かにつらくなるだろうと、しかし、勉強をしろやと。一生懸命勉強しろって、これだけはどんなに苦しくても怠らないと、特に中国の古典、それをやれって、中学卒業では難しいかわかんけども、読書百遍ですね。いい・・・・、そういうことを一生懸命言われて、でっち奉公の中で頑張ってきた方でございます。

たまたま古い本屋に行つて、おじさんから中国の古典はどこですかちゅうたら、畑でこがんでされたそうですね。そこへ行つて読んだのが、買ったのが当時の、読みきらんもんだから、「まごこ」ちゅう本を買つたんですけどもね、それが「孫子」ですけどもね。3年間、一生懸命勉強したと、独学で。そういう方で、だから、言葉に重みがあるわけですね、これですね。

何が問題か、経営ということは一つの事業でしょうけども、先ほど言いましたように、経営ということは組織の経営、運営でもやっぱりあるわけですね。そういうことをこの方はおっしゃっておるわけですね。それは一つのあれとして、皆さん方知ってる中での、改めての私のこういう列記した進め方をさせてるわけです。

そこで、今後、2番目に入りますけども、これからのその中身、人材、町長のそういう点が出てくるわけですけども、この古賀の連合会長さん、これはもう、実際この方が言ってるわけです、この産経新聞で。「民主は人馬を蓄えよ」と大見出しで、小見出し、中見出しといふか、そういうことで次の「政権取れぬ」とか、「ガバナンス」とかですね、こういうことを書いてるわけですけども、何を言いたいかといふと、「人馬」ちゅう言葉の意味ですね、普通、余り今は使わないですよ。しかし、この方がやっぱり民主党を愛する方、当然自分の応援団ですから、人間以上に大事な馬なんですよ、昔は。もうそれ以上に働くわけですから、馬が、それを例えておっしゃるわけですね。馬は、もし役に立たなくなればもう殺されますね。人間は、しかしそういうことはいかないから、安心は人間はしとるかもわかりませんが、やっぱり組織内では民主党さんにハッパかけて蓄えよと、人馬を蓄えよと。

だから、行政においても人材をどういふぐあいに育てていくかですね。もう、ここに入ったならば安心して、退職も何も普通はできませんよね、何もない限り最後まで安心していくでしょう。しかし、のほほんとしとつたらいけないよというのが、この方の話、また、私の気持ちでもあるわけですね。

今までも人材育成についても聞いてきました。確かにいろんな組織で、何やら機関で講習会があったりとかあるでしょう。しかし、町長としての人材育成についての気持ちかないと、やっぱり通じないと思いますね、これがですね。そういうところを町長自身がどういう形で語って、育成しておるのか、そういうところを再度お聞きします。

議 長

(山口経正議員)

町長。

町 長

(吉田愼一君)

今、議員おっしゃるように、人を育てていくというのは一番難しい問題だと思うんですね、時間もかかりますし。私も心して、自分ながら襟を正してやらんといかんと思っております。

常々、管理職とはお話をする機会がありますけども、若い方々との話というのがなかなか機会は持てませんが、できる限り若い人たちが出ておるいろんな行事、それに参加をさせていただきまして、皆さんとともに語ると、町政を語ると、そういったものをしながら、皆さんに私の思っているように、こういった形の職員像、長与町のあり方と、そういったものを常々語っております。そしてまた、今後ともそういう形の指導をしていきたいというふうに考えております。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

今、町長から、任せるんじゃなくして、自分自身が自分の声で接点を持ってやってる、そういうことが通じていけば、職員さんも、本人さん自身たちもそういう気持ちは当初からあると思うんです、しかし、なかなか慣れてくれば、どうしても先輩がこうしてきてるんだから、もうこれでよかろうって、やっぱりどうしてもなるんですね、これがですね。

私がちょっときつい言葉で直諫讜言って、こういう言葉を使いましたけども、これは御存じのように吉田松陰が20歳のときに山鹿素行の「武教全書」というのを講義してるときに、毛利の殿様にそういう言葉で講義してるわけですね。自分たちの家臣についてもものほほんとしていくんじゃなくして、それぐらいの気持ちでやってもらわんと毛利家も倒れますよって、やっぱりそういう気持ちで20歳の吉田松陰がおっしゃってるわけですね。逆にまた、徳川幕府に対してでもやっぱり言うような気迫がないとだめですよ。

だから職員においても、こういう強い言葉じゃないにしても、やっぱり町長に提言し、進言し、そういう職員を育てていかんといかんじゃないかというのが私のこの質問になるわけですね。町長がそういう気持ちでおるということは、職員さんもまた意味がわかっていけば通じていくんじゃないかという気しております。

あと、今度はその古賀会長さんは言ってますね、「ガバナンスが問題」って。新聞に「統治能力」って書いてありました。私も英語よくわかりませんが、これですね、そのとおり書いてます。だから、古賀会長にしても、民主党が政権にとって、なぜがたがたになったかというのは、そういう問題があったんじゃないかということですね。

だから、町長としても、今度はそういうガバナンス、統治能力といいますか、そういう問題がないと思いますけども、しかし、今の私から見たときには、ちょっと何かあるような、あるわけですね。自分自身としてどういう形で、当然、町長ですので僕ら以上に立派な方ですから失礼になるかはわかりませんが、どういう気持ちで自分自身が町民のためにやっていってるのか、

やっていこうとしてるのか、再度お尋ねしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
先ほどおっしゃられた中で、やはり常日ごろから自分に対して厳しくしていかんといかんのじゃないかと、特に今、吉田松陰の話がありましたけども、吉田松陰さんは人を育てるのが非常にうまかったというようなことをございまして、投獄されたときも、いろんな方々一人一人に、君はこれがすばらしいと、これはよくないというようなことで指導されたということを聞いております。そういったものがガバナンスにつながっていくだろうと思います。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。  
19番 (吉岡清彦議員)  
町長が当選したときから言っとるわけですけども、名君になるためにどうあるべきかって、これですね。当初は1年ぐらい、半年ぐらいは、まあ、どうしても新人だから誰でもちょっと戸惑うところがあったでしょうけども、しかし、それからはやっぱり変わって、しっかりした統治能力を持っていく必要があると思います。よく町長も「民意」が、やっぱりその言葉を大事にして、これからちょっと次の問題に入りますけども、そういうものをちゃんとわかっていかないといけないんじゃないかと思えます。

そこで、(3)ですけども、常に私はごみの資源化、拠点回収を言っております。今、町長が言うように、民意がどうあるのか、これは教育者ですの  
で1人の子供さんのことでなっとるでしょうけども、これを今度は大きな行政に入れたときには、住民を見捨てるとき、そういうときには自治会の住民を初め、自治会が見捨てたときには自治会の会員さんが離れていく、行政が見捨てるときには町民が離れていく、それをずっと私は言ってきましたね、これですね。そこに本当にごみに対するこれが、民意があるのかどうかちゅうのをずっと言ってきたわけです。

今でも自治会離れ、行政離れというのがあってるわけです。それを町長は言葉よく、「民意」とか、「真摯に受けとめ」とか言います。そこが本当のリーダーとしての資質ですね、それが問われてくると思うわけですね。言葉では、「民意を受けながら」とか、「真摯に受けとめながら」とか言っておられます。それは大事なことでしょう。あるいは日本一の幸福度を求めて、そのためにだからどうするかというのが、常に私はこのごみを含めて言うわけ  
です。

初日の一般質問でも同僚が言っていました、悪法と。やっぱり苦しむんです

よ、住民が。喜んで誰もいない。一部はおるでしょう、はっきり言うて。それはもう一部はおりますよ。職員も喜んで人がひよっとしたらおるかわからん。やっぱりそれがいいのかちゅうのは常に私の言ってることですけども、結局、教育の場合は1人を、教育界の中だけだから、それはそれでいいわけですけども、私の言いたいのは、これを大きく広めて行政が住民を見捨てるときにはどうなるかと、これを言っとるわけですね。

自治会離れ、行政離れ、そういうのが発生して、きちっとあるわけです、はっきり言うて。そして、その哲学者の人が、「重要なのはよく吟味し、訂正すること」ですね。同じようにずっと、先輩がしとったけんっていうて全職員もそれを引き継いでくるということは、ちょっと、だから人材的にどうかというの、今度はまた戻っていつてなってくるわけです。「人がおって、人がおらず」ですね。リーダーがおってリーダーがおらず、そういう形に見えるわけですね、これがですね。

それは、町長がずっと言うてるように、地球温暖化とか、それはそれでほかの方法でもできるわけです、時津の方法でも。しかし、時津の方法をやって何か悪いことがあるんですかね。ちょっと聞きますけども、町長。時津の方法、何か悪いほうがあるんですか、身近なところで聞きますけども。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部

(益富雅彦君)

理 事

私のほうからお答えをさせていただきますが、以前にも御質問をいただいて御答弁申し上げさせておりますとおり、時津町のやり方を否定するというものではございませんし、そういう面で言えば、時津のやり方で環境問題が云々ということはございません。

議 長

(山口経正議員)

吉岡議員。

19番

(吉岡清彦議員)

たまたま熊本に行って、自衛隊のある、あそこは第6師団というんですか、・・・というところですけども、ちょっとたまたま、ずっと歩きよったらごみステーションがよかったんで控えてきたわけですけども、そこが、知っとるでしょうけども、皆さん方は。一つが燃えるごみ、毎週月木ですね、生ごみとか紙くず、プラスチックのごみとか、繊維くずとか、木くず、皮類。2つ目がペットボトル、毎月第1、第3金曜日ですね。3つ目が資源ごみ、毎月2と4の金曜日ですね。空き瓶、空き缶、鍋類、古着類、自転車、乾電池ですね。4つ目が紙、リサイクルできるものですね、これはね。毎週水曜日、新聞紙、折り紙チラシ、段ボール、特殊な紙は不可で、こういう大きく4つ、5つ目は埋め立てのことで、ここにはちょっと関係ないけども、これぐらいの分け方で単純にしとるわけですよ。わかりやすく、誰でも出しやすいように。長与の場合は、難しく、難しくやってるわけです。学があり過ぎるかわからん、皆さん方が学があり過ぎて難しくしよるかわからん。

戦略の本として有名な戦争論をあらわしたクラウゼ・ビッツという人が、

「知識を単純化した人は、これを天才と言う」ということですね。長与の場合は、学があり過ぎて複雑にしとるわけ、そして住民を苦しめとるわけ。やっぱり、そういうのをよくわからんばいかんわけです。有名なアインシュタイン博士もこう言ってますね、「物事は全て、できる限り単純化したほうがいい」って。長与は複雑、複雑にしとるでしょうが、これですね。

やっぱりそういうのは、だから職員として学があるかわからんけども、本当の住民のため、何をやるかというのがわかってないわけです。学はありますよ、皆さん方、そこで育ってるわけだから、合格して知識は物すごいあるはずですよ。その知識をどういうぐあいに住民のために単純化して、やりやすくするかが皆さん方の仕事になるわけですよ。それが町長のトップの仕事ですよ。

今でもまだ、やるやるって言ってるから悪法って出てくるわけですよ。善人が悪法なんかつくりませんよ。悪代官がそういうことをやって、つくっていくんですよ、悪法というのは。それをわかった者がおらない。だから、先ほど私が厳しい直諫讒言ですね、そういう言葉であらわしておるわけですね。

本当に何が自分のためになるかって、空気と水とごみは毎日のこれは必要なものです。だから、それをどうやって町民のために単純化して、わかりやすくして、気持ちよく苦勞をかけずに、それが皆さん方の仕事になるんですよ。それがずっと10年間以上言ってきたわけですよ、これをね。同じ轍をまた踏むんです、前任者と同じことをやるのが、桀中、棒をもって民を治むって。棒をもってしてね。結局それにただ黙って従っていただけ。しかし、内心はそうじゃないんですよ、ただ従っていただけ。やっぱりそういうのを町長としてわかりやすく、出しやすく、苦勞をかけずに町民のためにしようと思わないんですか、再度聞きます。

議 長

(山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部  
理 事

(益富雅彦君)

お答えさせていただきます。

先ほど時津町云々ということもございましたけれども、この長与町で取り組んでおります拠点回収につきましては、保健環境連合会と町が一体になって取り組んでまいりまして、今年度で全町的な取り組みから10年を迎えるという節目の年になっておるわけでございます。

そういう中ではございますけれども、こういう拠点回収を当面つづけるという答弁をしておりますので、そういう中で、急速な高齢化社会が到来する中におきまして、やはり弱者対策というのはやっていかなければいけないと十分認識をいたしております。

それともう一つは、やはり毎月1回、決められた日という部分、その部分を何とか解決をしたいと、その点におきましてさまざまな対策を打っているところでございます。これはもう御存じのとおりでございます。

その中で、弱者対策とします高齢者等のごみ出し支援事業、これにつつま



しても、私もことし5年目になるんですが、参りました当初と比べまして約6割アップぐらいの支援件数になっております。これは申請、廃止、含めたところで実数がそれぐらいということになっております。

常設の拠点、これにつきましても、利用者の増加に伴いまして、今年度3施設ほど増加をするということで、さきに御答弁をさせていただいておりますけれども、この分につきましても町内各自治会様にアンケート調査を行いまして、そういう意見も十分お聞きして、意に沿うような形で設置をして、拠点回収を推進していく上での負担軽減策、車の両輪じゃありませんけれども、バランスをとりながらやっていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

町長はどう思うんですか。もうはっきり言うてで、そういういろいろやっておる。もう今あるところに、今言うように熊本のこの北区のあるで、これ、北区ですけどね、ある一カ所ですけども、ごみステーションにこんだけの4つの方法で、わかりやすく三重にしてある。そういう気持ちはないんですか、再度聞きますけどね。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、所管のほうで申し上げましたことでもございますけれども、月1回の拠点回収ということでもありますけど、私は長与町は大変美しいまちだと思ってるんですよ。ごみ等々、景観等々を見ましても、大変美しいまちだと思う。それは、皆さん方のやっぱり御協力のたまものだというふうに思っております。

そしてまた、この拠点回収を月1回させていただくことによりまして、大体年間で3,000万ほどのお金も浮いております。その部分につきましては、今後、子供たちの教育とか、文化とか、そういったものにも使えるわけでもございまして、そういったものもあわせて考えております。

そしてまた、子供たちも、今から先の地球環境ということについては、非常に心をやっぱり砕いていると思うんですね。でも、一人一人がやはりそういった取り組みをすることによりまして、そういったものが解決までいかななくても、その努力が報われていくと、そういったものも教育ではないかと私は思っています。

ただ、議員がおっしゃるように、大変御負担をかけてる部分もあろうかと思えます。その部分については、できる限り御負担がないように、我々はその部分で努力をしていくということは、今も、今までもですけども、ずっと課題として取り上げております。そしてまた、どうしたらこの問題、拠点回収の問題でもう少しでも負担がとれないかなというようなことで、毎回毎回、所管のほうと話をしながら進めていってるといような状況でございます。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
役所にも、この役場にもいろんな資源化物が出るでしょう。今、どうい  
うぐあいになってるんですかね。この地域は、皆前地区ですかね。そこに職員  
の皆さん方がその物を持っていってるんですか、月1回。ちょっと、そこを  
聞きます。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部理事。  
生活福祉部 (益富雅彦君)  
理 事 詳細については、今そうですということは申し上げ切れませんが、所管と  
いたしましては、毎回、拠点回収には、お礼を兼ねまして指導というわけ  
ではございませんけれども、言えば御用聞きみたいな形で巡回をさせていただ  
いております。  
町の職員におきましても長与町内に住んでおるわけですから、当然、そこ  
はもう協力してくれてるっていうことで理解をいたしております。以上でご  
ざいます。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
僕が言ってるのはね、ここに、こうやっていろいろ出るわけですよ、空き缶  
とか何でもね。だから、住民は月1回、遠いところまで持っていってるわけ  
ですよ。そうでしょう、だから僕が言ってるわけや。だからこの、集まった  
ここの分はどうしてるんですかって、ここの皆前地区であれば皆前地区に入  
ったかな、そこに月1回、そのときに皆さん方がそこまで持っていってるん  
ですかって僕は聞いているわけですよ。

議 長 (山口経正議員)  
生活福祉部理事。  
生活福祉部 (益富雅彦君)  
理 事 申しわけございませんでした。  
役場で収集される資源化物につきましては、公共施設分ってということで別  
途に収集をいたしております、自治会での拠点回収分とは別の扱いという  
ことで行っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)  
自分たちはね、ここにとりに来てもらって楽しとるわけですよ。本来なら  
ば、持っていかんばいかなわけでしょうが、家と一緒に考えれば、住民と思  
えば。住民は全部持っていってるんですよ。それと同じことになるんですよ。  
ここに出た分は、それは事業所であるかわからんけれども、とりに来てくれ  
るわけでしょうが。そういうことを地域ではしとるかわからんけどもね、や

っぱりそういうことをよく考えてから、何でも取り組まねばね。

ここに集まったものは、それはトラックが持ってきて、何かなあれば、シルバーか何か、それが持ってってくれるかわからん。しかし、一般の人たちはそうじゃないわけですよ。やっぱり、そこんところをよく考えんばいかんと言うとるわけです。そこが、だから皆さん方がどういうぐあいにとるかって、俺、吉岡が言うのは、間違ったら間違っただでそれはいいやろう。しかし、僕はそういう捉え方で言ってるわけです。ここが出るわけだから、事業所と一緒に持って行っていいわけだから、やっぱりそれぐらいの考え方をやらんと、考え進まないわけです。

益富さんが一番、今までの、僕はずっと見とってからね、いろんな形での能力がある人だから、一生ここでおるわけないわけだから、やっぱり自分で片づけるような気持ちで取り組んでもらわんばいかんわけです。なかなかここでできないんですよ、今までずっとやってきてるからってね、いいのは先人のいいことを引き継いで行って、こうやって先人の言葉として残るのもあれば、悪い慣例でずっと残っていく、今までのそれをできないわけだから、あなたが今、少し、ずっと言葉を聞いてとってから変わりつつあるわけです、ですね。一生懸命やってほしいわけです。よろしく頼みます。

あと、ほかに、トイレは難しいということだけでも、これからの高齢化社会に向かって、今のままでいいのかなという、ちょっと疑問を思うわけですが、どこが担当やったのかな、これは。できないのかな。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備 課 長 (松邨清茂君)  
吉岡議員の今の御質問に対しては、先ほど町長のほうからの答弁があったとおりに、今のところ、現段階でのトイレの増設は考えにくいというのが回答でございます。

議 長 (山口経正議員)  
吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

この前の大掃除のときも、ニュータウンの人たちも出ていかせたわけですが、やっぱり掃除中にもうトイレがないって、そういう声も出とるわけです。これは、そこだけじゃないと私は思うんですよ。これから先はやっぱりそういうのを考える余地もないですかね、これからの対策として。

議 長 (山口経正議員)  
都市整備課長。

都市整備 課 長 (松邨清茂君)  
ニュータウンに関してについては、ちょっと集中してお答えしたいと思いますけれども、現在、ニュータウン8カ所、プレイロットを含めてあるんですが、プレイロットとは別に、先ほどから申しますとおり4つの公園がありまして、そこにはトイレがございます。

うちのほうでトイレの設置の要望が上がってるっていうのは今まで聞き及

んではおりませんので、現在のままでよいのかなというのがうちの回答でございます。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

だからこれから、今上がってないからじゃなくて、今からそういうのに向かっていく要素が出てきてるから、1つの芽が出てきてるから言ってるわけですね。今が出てきてないけんいいんじゃないかと、これからどうすべきかという、そういう声も出てくると思うわけだから言ってるわけですよ。どうですかね。

議 長 (山口経正議員)

都市整備課長。

都市整備 (松邨清茂君)

課 長 何度でも申し上げますけれども、御質問の中のまず1点目、空き地に関しては民地でありますので、これはもう難しいだろうと思います。

吉岡議員が言われているのは、多分プレイロットがあつて、そこに空き地っていう考え方で捉えれば、確かにそこにあつてもいいのかなとは思いますが、現在のところその需要がないっていうことで都市整備のほうでは判断をしております。

議 長 (山口経正議員)

吉岡議員。

19番 (吉岡清彦議員)

空き地は町有地とか、そういうことを言ってるわけよ。民有地では言っていないわけよ。あるいは空き地というのは公有地もあるかわからないわけだから、公園とかね、やっぱりそういうのを大きく捉えて、これからどうあるべきかということ言ってるわけですよ。そのことをやっぱりよくわからんばいかんですよ、これね。

それともう一つは、樹木の、よく我々は上から見て何でも工事しますよね、目線が高いところから見るでしょう。しかし、運転する場合は物すごい低くなるんですね。そして乳幼児も生徒さんも背が低い、そうするとやっぱり危ないわけですね。そういうのをだから、ちょっと答弁にこれなかったような気がするけども、そういうのにはどうなんですかね。そういうのにカットしていくとか、どうですか、ちょっとそういう点を。

議 長 (山口経正議員)

管理課長。

管理課長 (森 浩平君)

町長の答弁でありましたように、歩行者の安全性から見て撤去すべきと思われるところにつきましては、自治会を含めた地域住民の方の意見を集約していただき、現地確認を行い、対処してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

- 吉岡議員。
- 19番 (吉岡清彦議員)  
 普通、入り込んだ自治会やったら、その自治会だけやったらいいけども、もう今度は構造なんかで言うと、先ほどちょっと例出したけども、長与小学校の裏から、旧あったところに通る横断歩道なんかあるでしょう。やっぱりああいうところなんか、もうぎりぎりまであって、運転してる時には見にくいわけですね。ああいうのはやっぱり自治会から出すんですかね。やっぱり、そういうのは行政側がやっていかんば僕はいかんと思うね。ちょっと、そういうのはおかしいと思うよ、どうですか。
- 議長 (山口経正議員)  
 建設部長。建設部長 (浦川圭一君)
- 確かに議員さんおっしゃるように、危険な箇所につきましては、もう行政の判断で切るべきじゃないかなというところもございます。ただ、この植木とかで景観をある程度形成をしているというような部分もありますので、町の独自の判断で切ってしまったときに大変おしかりを受けたりとか、苦情が来たりとか、そういったこともございますので、できましたら自治会の方と話し合いながら、危険ですから切らせていただきますというようなところで、話がついたところで対応していきたいというふうに考えております。
- 議長 (山口経正議員)  
 吉岡議員。
- 19番 (吉岡清彦議員)  
 やっぱりそういうのが、先ほど一番初めに言ったように、人材というか、実際もう、そういうのに安心安全というのがまずあるわけでしょう。それに向かってやっぱり僕はいつてもらいたいと思うね、これがね。それがあんたたちの仕事だから、よろしく頼みます。
- これで終わります。
- 議長 (山口経正議員)  
 場内の時計で15時25分まで休憩します。  
 (休憩15時10分～15時25分)
- 議長 (山口経正議員)  
 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。  
 通告順15、佐藤 昇議員の①マニフェストの検証会について、②図書館建設について、③長与町の財政についての質問を同時に許します。
- 13番、佐藤 昇議員。
- 13番 (佐藤 昇議員)  
 それでは、質問いたします。  
 1番目の質問として、マニフェストの検証会について。  
 吉田町政が誕生して約2年が過ぎました。4年任期の折り返し地点に差しかけたところでもあります。長与町初の民間出身町長として、町民の期待を背に、頑張ってきたことと思います。

町長選挙のときには幾つかの公約を掲げていましたが、その検証する会を長崎青年会議所が計画しています。町長は検証会について、どう対応するのか質問いたします。

2点目として、図書館建設について質問いたします。

図書館、生涯学習センターの建設場所については、3月議会において榎の鼻の新しい団地内に建設することに決定すると表明されました。一般的には構想から完成まで最低5年はかかると言われています。建設場所の決定から現在までどのような進展があったのか、今後どう進めていくのか質問いたします。

3点目として、長与町の財政について質問いたします。

26年度の当初予算は120億円を超える本町始まって以来の最高額となっています。通常の経常経費に加え、投資的経費、扶助費の負担が大きくなっています。

投資的経費については本年度の単年負担で済むのか、27年度以降も予算措置が必要なのか心配しています。26年度の財政収支の予測と来年度以降について、どのように推移していくと考えているのか質問いたします。以上、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、佐藤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の、manifestoの検証会についての御質問でございますけれども、実は、私は政策のことを私自身はmanifestoという言葉は使ってないんでありまして、「ビジョン」とか、あるいは「思い」という言葉で表現をしてみいました。

それにつきましては、議員さんの質問や、町長のホットミーティング、町民提案箱等を通してお話をしてみいましたけれども、この度、この検証会をやりたい旨のお話があります。私もこの検証会をやることの意義というのは、住民がこの検証会を通して町政に対する理解と参画意識を深めるということにあると思っております。

そこで、既に議員御存じかと思えますが、先日、長与町長manifesto検証大会実行委員会の方から、検証会への参加要請がっておりますので、これからその内容等についていろいろと詰めていく必要がございますが、参加する方向で準備を進めてまいりたいと思っております。

2番目の、図書館建設につきましてでございます。

平成24年7月より、図書館建設に伴う図書館サービスのあり方、建設の指針となる基本計画の策定を目的に、委員14名で検討委員会を設立して協議を重ね、平成25年度でまでに新しい図書館に求められるコンセプト、全国の市町村図書館の現状や県内図書館との比較など、新図書館の基本理念とそれに基づく各種サービスについて検討をしてみいました。

今年度は、基本計画の後半部分となります建物の基本的な考え方として、

規模・設備計画の指針となる蔵冊数や蔵書等、構成等の数値目標についても検討を進めていただいているところでございます。

最終の基本計画書の完成時期といたしましては、年内できるだけ早い時期にと考えております。

建設につきましては、町長部局の政策推進課が所管ということで、協議を進めているところです。流れといたしましては、26年度で基本構想に着手したいと考えております。

建設場所の決定からこれまで、内部会議を2回開催し、図書館建設のプロジェクトチームをつくるということを決定いたしました。また、他所に負けない、いい図書館をつくるために、プロジェクトチームリーダーの人員配置を行いたいと思っておりますので、今議会の補正予算に計上させていただいております。取りかかりまで少し時間がかかりましたけれども、予算が通りましたら、プロジェクトチームの要綱等準備をいたしまして、7月から本格的に取り組む予定で考えておるところでございます。

3番目の御質問についてお答えを申し上げます。

平成26年度当初予算は、議員御指摘のとおり、およそ122億円と、対前年度比で町債の借りかえ分3億8,000万を含めて、およそ10億円増額の予算規模となっており、その財源調整のために基金を繰り入れて予算を編成している状況でございます。また、投資的経費につきましては、継続事業も進行中であり、後年度においても予算措置が必要になってくるものと考えております。

本年度の財政収支の予測でございますが、まだ現段階では普通交付税の額、町税の調定額及び収入額などの歳入財源が未確定でございますので、はっきりしたことは申し上げられませんが、実質収支は黒字が見込まれるものの、先ほど申しましたとおり、多額の基金を繰り入れて当初予算の編成を行っておりますので、実質単年度収支はマイナスになるのではと予測をしております。

来年度以降につきましては、財政健全化判断比率の指標である実質公債費比率や将来負担比率の推移を注視しながら、町債の発行、基金の繰り入れなど十分検討し、財政の健全化維持に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それでは、再質問をさせていただきますが、まず1点目のマニフェストの検証会については、参加する方向でという御答弁だったと思うんですが、参加すると、出席するというところで理解しとってよろしいんですね。再度、質問します。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

議 長 はい、そういう形で検討しております。  
(山口経正議員)  
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
先日の同僚議員の質問では、検討するという事で答弁がなされてましたので、ちょっと本日もそういう答弁かなと思ってたんですけど、出席するということですので安心をいたしました。  
そこで、吉田町長が、私の同僚議員が1回こういう形でJ Cの方が来られますのでよろしくお願ひしますと、短時間で10分ぐらいやったですけどお話ししたときに、少し構えられたんですよ。やっぱりそれは中身がわからんやったからということと、多分、選挙前の公開討論会、あれは対決型でしたので非常につらかったろうと思うんですね。そういうことで、少しそういうことを想像して逡巡されたのかなと思ったんですが、もう満点回答もろうたけん、せんでよかですけど、とりあえず少し心のうちをお聞かせ願えればと思います。

議 長 (山口経正議員)  
町長。

町 長 (吉田慎一君)  
佐藤議員の御配慮、ありがとうございます。  
町長、私どものところに面前に参られまして、こういった形でいかがだろうかというお話がありましたときに、私はもう正直申し上げまして、もう議会でこうしていつも私がやっておりますことに対しまして、皆さん方からいろんな御指導をいただいておりますので、そういう形で私の施策っていうのにつきましてはわかっていたいてるのかなというふうに思っておったわけがあります。  
しかし、再度こうしてマニフェストの検証大会ということで話があったときに、町民の皆さん方に改めてこういう情勢で進んでますよということの御報告もさせていただけるのかなというふうなことも思ったものですから、今回そういった形で、まだまだ詰め切っていない分がありますけども、そのあたりを詰め切っていただきながら、一応、固めてきたということでございます。

議 長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
この検証会はみずからが掲げた、町長はビジョンとおっしゃいましたけど、それでいいんですけども、その中で2年間でできたもの、現在進行形のもの、未着手のものと、多分仕分けをしていって、そういう検証をする会であるんじゃないかなというふうに私は理解しとるんですね。  
そこで、逆に言えば、町長が今までやってきたことの報告する、町長もさつきもおっしゃってましたけども、いい報告会になると思うんですね、検証会というよりも。敵はいないんですから。  
ですから、それと今やってることと、ちょっとまだできてないものをどう



いう理由でできてないんだという説明する絶好の機会だと思うんですね。ですから、そういう御理解で頑張ってもらいたいです。この件については、もう出席するという事だったので、これで終わります。

では、図書館について、建設について伺いますけれども、まず、図書館整備、何だっけな、検討委員会ですかね、からの基本計画についての答申はもうあったんですかね。

議長 (山口経正議員)  
生涯学習課長。

生涯学習課長 (帯田由寿君)  
先ほど町長のほうからも御説明がございましたように、今年度26年度から基本計画案の後半部分の政策に取りかかりまして、年内早い時期に皆様のほうにお示しできるかというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)  
最初の予定では、3月末までに答申が上がるということで私は理解しとったんですね。それで、建設場所が決定したので、その件も含めたところで、もう少しいいものをつくりたいから、ちょっと延びますという理解をしとったんですが、そうじゃなかったんですかね。

議長 (山口経正議員)  
教育次長。

教育次長 (和泉嘉彦君)  
前回、そのような形で御答弁を差し上げておりました。今ちょっと言葉足らずでございましたけれども、数値目標的なこと、そういうことも含めて先日会議を開かせていただきました。

一応、次の会議を6月の中旬ぐらいを予定をしております、そういう中でほぼ形づくれるものではないかというふうに理解をしております。

13番 (佐藤 昇議員)

では、お聞きしますけれども、3月議会以降、この検討委員会は何回開かれましたか。

議長 (山口経正議員)  
教育次長。

教育次長 (和泉嘉彦君)

3月の末がちょうど議会中でしたけれども、3月に1回開いております。その後、5月の22日に1回開いてるということでございます。

議長 (山口経正議員)  
佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

もうちょっとスピードを上げてしないといけないんじゃないかなって。多分、人事構成で担当が変わったということと、図書館長も変わったからいろいろあったかもしれませんが、実際は3月に上げますよっていうも

んが、まだ上がとらんわけですたいね。

今聞けば、また新たなもんまで蔵書するじゃなんじゃらまで入れて、その後半の部分、という答弁でしたが、じゃあ、ちょっと私はわからんとですけど、この図書館整備検討委員会ちゆうたら、ずっと続くんですか。私はね、そこの答申でもう終わりと思ってたんです、1回。そういう説明じゃなかったですかね、前。ですから、この委員会の取り扱いについても、あわせてちょっと答弁してください。

議長 (山口経正議員)

教育次長。

教育次長 (和泉嘉彦君)

3月議会のときに当初予算の中でも御説明をしたと思いますけれども、今年度5回分の予算を計上させていただいております。

後半部分といいましても、何といいますか、形づくりがもうできてる段階なんですね。最終のチェックをという意味での後半部分ということで御理解いただければというふうに思います。

検討委員会につきましては、一応、基本計画の案ができ上がった時点のところ、一つの答申をいただいた中で、そこが終わりというふうな形で考えております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

そこでですね、まあまあ、そういうことだろうと思うんですが、今度は庁舎内で体制を整えながらやっていくんだらうと思うんですね。

それで、さっき答弁がありました、担当が政策推進課になりますと、この間までは企画振興部の企画課やったんですたいね、まちづくりの一環として。それに教育委員会が絡んできたということで、もうちょっと詳しく、そのいきさつとか体制がどうなっていくのかを説明願えますか。

議長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

図書館、今回からは、ことしからは本格的に建設に向けての取り組みに、もう実質入っていきこうと。それで、一番もう町長の大きな政策でもありますので、町長の直属のところである政策推進課に一応事務局を持っておいて、町長の意向等も含めて庁舎内での意思統一等々も図れるようにということで、現状、企画におきましてはかなりの事務量も持ってございまして、これにまた図書館までいくとなると、かなりの事務量で企画の負担も大きいのかなと。

政策が暇というわけではございませんけれども、政策もいろいろマルシェをやったりとか、いろんな催し物やったりとか、いろいろ計画をしておりますけれども、町長の意向が一番反映できるところの政策に事務局を置きまして、先ほど答弁でありましたように、プロジェクトチームのリーダー的な方を採用して、そこを中心に今からの基本構想、それから、実施計画、建築とか、

そういうところまでを一体としてやっていきたいということで、今政策のほうに部局をちょっと持ってきたということでございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

今、大まかにはわかったんですが、ですから事務局は政策推進課になりますよと、それで、ずっと交通関係は企画振興部ですたいね、路線バスの運行会社との交渉とか何かですよ、中身については、ここは何とかな、生涯学習センターは企画振興部でやるかな、そうでしたね、図書館関係は教育委員会でやると、中身ですよ、というふうに捉えるんですが、その辺がうまくいくとかなと今度は心配しとるんですけど。大丈夫ですよ、心配しとるんですけど。

議長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

今まで図書館については場所が決まらないということで、その図書館の中身的なことについて教育委員会のほうにちょっと所管しておりました。今回、3月議会で場所について町長が表明して、場所も一定決まりました。

今、おっしゃっておりますように、図書館の中身、今、町長の考えは、図書館という1つのものだけではなくて、もう少し人が集まるような複合的なものも検討したいと。

ですから、当然内部のプロジェクトチームの中には、今御指摘ありました教育委員会のほうも参画していただいておりますし、企画のほうも参画しておりますし、そういうふうな全てを、まず、単なる図書館というものではなくて、もっと人が集まるような、そういうふうな施設をという町長の思いもありまして、そういうふうなことで、今おっしゃるようにならぬように今後進めていきたいというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

そうであれば、そういうことで構わんばですけれども、そうすると、こっち側の問題でもあるんですけど、一応、図書館っていう形の問題になれば、今までは教育委員会やったけんが、うちの場合は文教厚生委員会やったわけですたいね。今度、町長部局になれば私もいる総務委員会になるとかな。この辺もちょっと何か釈然とせんという気がするんですが、これで、さっき副町長の答弁の中に、リーダー的な人を採用するって、こう聞こえたんですけども、これはどなたかを事務局員として採用するという事なんですか。

議長 (山口経正議員)

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

今回の1号の補正予算で、そこの人件費を計上させていただいております。

ということで、そういうふうなリーダーとしてふさわしい、その基本構想を引っ張っていってくれるような方をどなたか配置をして、そうしないとちょっと、言いますように人力的にもかなり厳しい、今現状がですね、ですからすぐれた人材を配置させていただければということで、今予算を計上させていただきます。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

補正予算を見てるからわかってるんですが、まだ上程前ですのでこっちからは言えませんのでね、こういう質問をさせてもらったんですけども、そうすると、その人が事務局長になるんですか。推進課長が事務局長になるんですか、総務部長が、何ちゅうかな、どういう体制になるんですかね。縦横がよくわからんとですけども、それも今から考えるんですか。

議 長 (山口経正議員)

副町長。

副 町 長 (鈴木典秀君)

町長の答弁にもありましたように、そういうところも含めて、今度要綱等もきちっと整備して進めていかせていただきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

もうちょっと話は戻りますけども、そういう詳しい人を雇って、よりよいものをつくっていくのはいいと思うんですが、例えばまだ中身とか何かについて再点検をしたり、細部にわたってせんばことの山ほど出てくつとですよ、今から。あのね、やっぱり相当な労力が要るとですよ。そこを、もう大体中身は教育委員会が検討しましたからということで政策推進課に投げられても、私はできんと思えますよ。

ですから、今の整備検討委員会の中で何人か優秀な人のおるですたいね、その人たちを再度、どういう形かわかりませんが協力をいただいて、そがんお金かからんとですけど、したほうが、町長が言うよりよいものができるんじゃないかと。だから、図書館に関してはそんな人達にお願いと、その学習センターとか、何ていいますか、うちの伝統的なものを展示するものにしてはこの人をお願いするとか、そうして分散して行って事務方に集計していくという形をとらないと、それ2年やそこらじゃできませんよ。町長、どうですか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

御指摘のとおり、今の御意見を参考にさせていただきながらチームの組み合わせを考えていきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)

1 3 番 佐藤議員。  
(佐藤 昇議員)  
よろしく願いしておきたいと思います。  
それで、あとは資金面が心配してるんですけども、その前に、前も言いましたけれども、その建設を目的とする基金をやっぱり設置せんばじやなかとかなって。今ゼロですたいね、はっきり言うて、財源ゼロですよ。そういう気がするんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)  
副町長。

副町長 (鈴木典秀君)  
議員御指摘のとおり、図書館建設に係る基金はございません。ですから、このプロジェクトチームの中では、まずどれくらいの規模をつくるのかというところを決めないと総額もわかりません。その中で、補助対象になるのはどれくらいあるだろうかとか、そういうような資金面も考えたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)  
それで、図書館という基金がないものですから、新たに特定目的基金をつくるという、その議員の御指摘も一つの選択肢だとは思いますが。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
佐藤議員。  
義務教育費に結構積んでますよね、あれを少しこっちへ移すとかね。そっちは、1回もう積んだもんは、教育委員会は嫌じゃと言うでしょう。でも、あれは、本当は長与小学校をつくるためにためとった基金なんですよ。でも起債を起こしたから、あれは残ったんですよ、と僕は理解しとるんですね、財政で。そこで、何というかな、どれくらいかかるかもわからんと、それはわからんですたいね、はっきりは。しかし、大体20億ぐらいですよ、多分、土地を含めて、前後ですよ、だと思っんですね。

議 長 (山口経正議員)  
副町長。  
副町長 (鈴木典秀君)  
そこで今、副町長おっしゃいましたけど、図書館単独では今のところ補助制度は余り見当たらないと、何かあるんですよ、本当は、でも補助率が低かったりとかですね。ですから、その学習センターと合築によって、何かこう、まちづくりということで有利な制度がなかとかなと私も思うわけですね。

議 長 (山口経正議員)  
副町長。  
副町長 (鈴木典秀君)  
それともう一つ、災害時のときにまちの最大の避難場所になるんですよということを売りにして、そっち側から引っ張ってこれんとかなって、今浅知恵で私は思うとっんですけど、そっちのほう率がよくてね、一般財源の投入が少なくて済むとかなってという気がするんですが、その辺はいかがですかね。

議 長 (山口経正議員)  
副町長。  
副町長 (鈴木典秀君)  
そのような御助言もいただいたこともございます。ですから、内容そのものですけども、合致して補助がたくさんもらえれば財政負担が少なくなるかと

ということですので、当然その辺も考えながら、今後進めていかなければいけないものだとは思っております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

じゃあ、もう図書館の件はこれぐらいにきょうはしときたいと思いますが、その財政面で26年度は実質収支は黒字と、それはそうですたいね。実質単年度収支は赤字だということで、ここが続くとちょっと心配になってくつとですたいね。どれぐらいの今のところ予測を、ああそうか、入りのわからんけん、できんのかな。でも、理事は頭がよかけんが、大体の予測ばされてますので、どんくらい行きますかね。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

お答えしますけども、単年度収支というのが、まず決算が終わって歳入総額から歳出総額を引いた分が出てきます。その分から翌年度に繰り越す額、結局、当該年度に終わらなかった部分、繰越明許の分、額を引いた分が実質収支っていうことで規定されておりますけども、それから前年度の実質収支を引いた分が単年度収支っていうことで、その単年度収支というのはプラスになったりマイナスになったりします。年によってプラスになったりマイナスになったりするんですけども、その単年度収支から基金の取り崩し等を加味して出たのが実質単年度収支っていう定義になっております。

ここ数年来、基金の取り崩しをやっておりますので、実質の単年度収支というのはマイナスになっておる状況でございますけども、26年度がどうなるかっていうことですが、その傾向は変わらないんじゃないかなっていうふうに思います。というのが、26年度の予算計上、予算編成を見ても、基金での取り崩しを財政調整基金、減債基金、特定目的基金、合わせて約11億5,000程度の取り崩しをしております。それが今後、歳入の状況によって幾ら繰り入れ、戻されるかっていうことにもよりますけども、大きい取り崩しをしておりますので、この傾向は変わらないっていうふうに今のところ予測しているという状況でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

はっきり言えばわかりませんよね、今からですからね。

じゃあと、ちょっと質問変えますけれども、町債、借入金ですたいね、が、じわりとふえてきてますけれども、今後はどのように推移すると予測されるんですかね。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

町債の発行高ですけども、25年度の起債の借り入れ、これはもう確定しておるんですけども、13億6,100万を借り入れております。26年度につきましては、予算計上15億5,800万、そのうち借換債が約3億8,000万、9,000万ございますので、それを除くと予算上、今は11億7,800万程度でございます。

それプラス25から26に繰り越した繰越明許費の財源の内訳として、町債が1億2,800万を繰り越しておりますので、借換債を除いた分で26年度の今の予算的な額といたしましては13億600万程度ということになっております。

今後の予測ですけども、27、28、今後何年間かは継続事業も西高田線とか、高田南区画整理事業等々での起債の借り入れもございますので、極端には減ることはないというふうには思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

こういう財政の質問は聞いてるほうはおもしろなかでしょうけど、あえて、たまにはせんばとかなと思ってしてるんですけどね、私が聞いたかったのは単年度じゃなくて、まだ25年度の決算が出てませんので町債残高が24年度で10億ぐらい増加しようわけですたいね、それで約137億円。臨時財政対策債を除いても約85億円、これがじわじわふえてきてると、両方ですね。この心配をしてるんですよ。その辺はどうですかね、簡単に答弁願います。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

議員御指摘のとおり、24年度末の起債の残高が137億円程度でございます。同じく25年度につきましては、元金の償還が約10億円で、新たに、先ほど申しましたように13億借りておりますので、その差の3億がこの137億にプラスして、残高が約140億程度になるっていう見込みでございます。

要するに起債の発行高に比べまして償還額が少なかったら、その差の分が毎年残高として膨らんでいくっていう計算になっております。以上です。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

財政指数が悪化するとですよ、新たな借り入れができなくなる可能性がありますよね、私はそこを心配してるんですよ。そうなんごとせんばでしょうけども、本町は大丈夫ですよ、確認を含めて質問します。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

町の財政力をあらわす指標ということで財政健全化判断比率っていうのがあって、その中に実質公債費比率、要するにその1年間に公債費、元金、利息を含めて払った額が標準財政規模に対してどのくらいの率を示すかっていう実質公債費があるんですけども、その流れを、指標の数字の変遷を若干申し上げたいと思いますけども、平成21年が10.5、%でいいと思いますけども、22年が10.7、23年が10.2、24年が9.4、25がまだ今決算の途中ですけども、大体9パーか8.9か、その辺になるんじゃないかなと思っております。

今後の起債発行高にもよるんですけども、去年の4月に行財政等特別調査委員会ですか、議会のほうにお示した財政計画、財政の見通しというところで、毎年起債発行額を15億円新たに発行し続けると、やっぱりこの額が、指数が徐々に上がっていきっていくような試算はしております。最終的に、18%を超えると起債の発行にある程度の制限がかかるっていうふうになっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

実質公債費率はわかりました。それで、ほかの指標をちょっと見ますと、実質収支比率は、24年度で、それしかデータ私は持ってませんから、6.8%、経常収支比率は91.7%、財政力指数は0.64ですね。年々やっぱり、どのデータも少しずつ悪化してるんですね。この部分のここについては、どのように分析されておりますか。

議長 (山口経正議員)

総務部理事。

総務部理事 (宮崎 望君)

ただいま実質公債費比率を申し上げたんでございますけども、財政力指数っていう指標があるんですけども、それについては21年度から申しますと、0.68、22年度、0.67、23年度、0.65、24年度、0.64っていうふうに推移いたしております。25年度については、同じく0.64にはなるんじゃないかなというふうに、まだ決算確定しておりませんが、そういうふうに推計いたしております。

経常収支比率につきましては、21年度が91.1、22年度が86.7、23年度が90.5、24年度が91.7っていうふうに推移をして、今後の動向でございますけども、交付税とか町税、要するに一般財源、自由に使える金っていうのが激減して、多くなるっていうことは余り考えにくいので、この数字っていうのは、やっぱり90%台か、ちょっと低いか、その辺で今後とも推移するんじゃないかなっていうふうには思っております。

それとあと、財政健全化判断比率の中の指標で将来負担比率っていうのがございます。起債の残高、24年度で言えば137億なんですけども、それが今後の償還するに当たって、将来的にどのくらいの影響を及ぼすかっていうのが将来負担比率なんですけども、その数字を言いますと、21が1.



7、22が6.5、23が7.5、24が10.0っていうふうに、これは端的に徐々に増加しております。というのが、ここ数年の起債発行高がずっと大きくなって、残高がふえてるっていうことのあらわれた数字だと思います。

これにつきましては、数的に350までが健全と言ったらおかしいですけども、350を超えるとイエローカードといいますか、そういった状況の財政力の数字っていうことの定義づけがされております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

前町長のときは、慎重な方で、結構健全経営をされとったわけですたいね。高田南だけでもあっぷあっぷやったとに、西高田線が入ってきたということでの、がくっと僕は数字が悪うなってきた要因の一つやろうと思うんですが、今までのやりとりを聞いてって、町長はどう思われますか。私は心配しとつとです。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

今、所管からありましたように、我々がこの財政力指数とか、経常収支比率とか、あるいは実質公債比率、そういったものを判断基準にして、やっぱりこの財政を見ていかんばいかんだろうと思っております。

今、いろんな事業があります。事業がありますので、今、ここ数年はやはり結構厳しい経営になってくると思えます。ただし、私はそれを超えて、今いろいろ事業をやってますけども、それ以外につきましては極力この状況を見まして、取捨選択をしまして、財政力の健全化というものを重点に置きながら、次の施策というのを考えていきたいというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

それではですよ、再度お聞きしますが、本町の財政規模でどれくらいの最終的な決算の数字が適正だと思いますか。町長ですよ。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

大体、適正規模としましては110億から、その前後かなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤昇議員)

そのとおりでんですよ。多くて110億ぐらいなんです。これはもう当初予算で超えてしもうとるわけですたいね。

あと、今、歳入欠陥、欠陥ちゅうたらいかんですけど、そっちを探して回

らないかんわけですよ。とりあえず基金で立てかえと言ったらいけませんけども、単年度じゃあどうなるかということで一生懸命してるんでしょうけれども。

それで、私もう一つ心配してるのは、先日同僚議員も言ってましたけれども、高田南も29年度で一応終わるわけですたいね。再度計画を練り直したときに、補助事業になるのかということが、やっぱりここがポイントだと思うんですよ。もう単独事業で全部やりなさいいったら、もっと期間のかかるわけですよ。ですから、何といたしますかね、所管は一生懸命やると思うんですよ、県とか国とのやりとりを、町長も、副町長もですけど、一緒に登って頭下げて、何とか続けられるようにして、早期に完成するような努力をせんばと私は思うんですが、どうですかね。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

今、議員おっしゃるとおりでありますわ。私も、できるだけ補助でやるということでない、一般財源がかなり圧迫されますので、補助事業が何とか通るように努力しております。また、今後ともその部分については引き続き、これについてはトップセールスも含めて努力をしていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

13番 (佐藤 昇議員)

それでは、少し話は変わるんですが、その財源確保のために町有地の売却もせんばじゃなとかかと。特に高田南にありますよね、結構な用地が。その辺の見通しと、どれくらいの金額になるのか、・・・・わかるとけば広さだけでもいいですけど、済みませんね、急に言うたもんやけんね、わからんならわからんと言うてください。管財かな、管財課か、どっちかやね。

議 長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

(休憩)

議 長 (山口経正議員)

会議を再開します。

都市整備課長。

都市整備 課 長 (松邨清茂君)

ただいまの御質問は、高田南の中にある通称道の尾公園と言ってる保留地の件だと思って御回答をいたします。

現在、まだ完成はしてないんですけども、道の尾公園の約2万平米分の保留地の分がございます。金額については、ちょっと今詳細を把握はしてないんですけども、保留地としては2万平米分の保留地はございます。以上です。

議 長 (山口経正議員)

佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
 済みません、急に言うたもうですからね、失礼いたしました。

それで、まだ売れる状態にあるかどうかわかりませんが、そこもそうでしょうけど、駅前も多分あるんじゃないかなかって思うんですね。ですから、そういうふうな売れるようなものはなるべく早く売って、もう工事をちゃかちゃか進めましょうよっていう考え方ですので、頑張って、そっちはそっちで収入も上げていただきたいなということですね。御理解をいただきたいと思います。

それでは、当たり前のことだと思うんですが、財政計画をつくってらっしゃる、見通しかよくわかりませんが、何年分ぐらい本町の場合は見込まれてるんですかね。

議 長 (山口経正議員)  
 総務部理事 (宮崎 望君)

財政計画というきっちりした数字を積み上げてつくってるわけではございませんけども、財政の見通しのなもので、昨年度策定いたしました振興実施計画と今までの決算等々も総合的に判断いたしまして、約5年分等については一応財政の見通しっていうことで作成はいたしております。

その中で、歳入歳出総額があるんですけども、基金の繰り入れを全然しなかった場合には、やっぱり歳出総額のほうが大きくなってるということで、最終的には基金の繰り入れを若干しなければ歳入歳出が同額にならないというか、ペイにならないっていうような計画は持っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)  
 そうすると、実質単年度収支は毎年赤字の見込みであるっていう理解でよろしいんですかね。そうじゃないんですかね。

議 長 (山口経正議員)  
 総務部理事 (宮崎 望君)

当初予算編成時において、この財政の見通しもそうですけども、歳入の額を、まだ町税にしても交付税にしてもちょっと抑えぎみな計画をつくっております。

実際、決算時期になると、歳出においては俗に言う不用額といいますか、その分も毎年3から4%ぐらい歳出予算総額から出てきますので、最終的には、とんとんかそのぐらいになるんじゃないかなっていうふうには予測はいたしております。以上です。

議 長 (山口経正議員)  
 佐藤議員。

1 3 番 (佐藤 昇議員)

担当課長はもっと厳しゅう言うたほうがいいですよ。とんとんぐらいつて言えば、もうちょっと頑張れば、歳入も低目に見込んどつとばいち言えば、所管の課長たちは、これもしてくれ、あれもしてくれろ、議員もあればしろ、こればしろばかり言うですたい。金のことは、みんな考えんとですよ。

だけえ、その辺は鬼になって締めんばとこは締めると。総務部長も副町長も、町長もそうでしょうけれども、所管のほうもやっぱり無駄な費用は使わないとか、収入はどがんして上げようかとか、その辺でしっかりやっていただければと思います。楽しい議論ができました。終わります。

議長 (山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 16時17分)